

## **第2期武豊町子ども・子育て支援事業計画**



## はじめに



**武豊町長 小山 芳輝**

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対して、効果的な対応を一層進めるために、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保証する必要があります。

この法律において、市町村は、地域の実情に応じて、質の高い幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことが求められています。

本町においても、平成27年3月に「第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育園の乳幼児や放課後児童クラブの高学年の定員枠の拡大を始め、各種サービスの量の確保を行うとともに、幼児教育・保育の無償化、認定こども園の開設、障害児保育の充実など、町の子育て環境の充実を図ってまいりました。

平成30年度に実施しました町民アンケートでは、女性の社会進出が一層進んでいくとともに、子どもとの接し方に自信が持てないと回答する保護者もみられ、子ども・子育て支援の一層の充実が必要となっています。

子どもは、明日の武豊を担う大切な宝です。将来を担う子どもたちが、このまちで生まれ育ったことに喜びを感じられる、また、その子どもたちを育てていく親が子育てしやすいまちと感じられる「武豊町」を目指してまいりたいと思います。

そのためには、子育て家庭、地域、企業、行政が子ども・子育て支援について共に考え、お互いの特性を生かし、それぞれが役割を担い、連携してよりよいまちをつかっていく「協働のまちづくり」が必要です。これにより、子育て環境の充実、さらには、少子化の流れを変え、第5次武豊町総合計画・後期戦略プランのまちの将来像である「心つながり みんな輝くまち 武豊」の実現につながっていくと考えております。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご提言を頂きました「武豊町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました町民の皆様から感謝申し上げますとともに、これからの計画の推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年 3月

---

## 目次

---

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定過程 .....	4
第2章 計画の基本的な考え方.....	5
1 基本理念 .....	6
2 基本的な視点 .....	7
3 基本目標 .....	8
4 計画の体系.....	10
第3章 行動計画.....	11
基本目標1 地域における子育て支援環境の充実.....	12
1) 就学前の子どもの教育・保育環境の充実.....	12
2) 多様な保育・預かりの推進.....	14
3) 身近な子育て支援の場づくり .....	16
基本目標2 子どもや親の健康の確保及び増進.....	19
1) 乳幼児と親の健康の確保 .....	19
2) 子育てに関する学びの支援.....	21
3) 安心な医療体制の推進.....	23
基本目標3 家庭・地域の子育て力の向上.....	24
1) 子どもの育ちに応じた家庭教育や保護者活動の支援 .....	24
2) 園・学校における協働の推進.....	26
3) 住民等との協働の推進.....	28
基本目標4 支援を必要とする子どもと家庭への支援.....	30
1) 要保護児童等の支援.....	30
2) ひとり親家庭の支援.....	33
3) 障がいのある子どもとその保護者の支援.....	34
基本目標5 子どもを安全に安心して生み育てられるまちづくり .....	36
1) 子育てをしやすい生活環境や遊び場の整備.....	36
2) 子ども等の安全の確保.....	38
3) 仕事と子育ての両立の推進.....	40
4) 経済的な負担の軽減.....	42
第4章 計画の推進 .....	43
1 重点施策 .....	44

2	幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業計画 .....	46
1)	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	48
2)	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	50
3)	推進にあたって .....	55
3	計画の推進に向けて .....	56
1)	計画の周知 .....	56
2)	推進体制づくり .....	56
3)	計画の進行管理 .....	56
	資料編 .....	57
1	計画の策定体制 .....	58
2	各種調査結果の概要 .....	61
(1)	保護者アンケート .....	61
(2)	グループインタビュー .....	65
3	武豊町の現状について .....	66
(1)	少子化の動向 .....	66
(2)	家族や就労の動向 .....	68
4	用語集 .....	70



---

## 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と目的

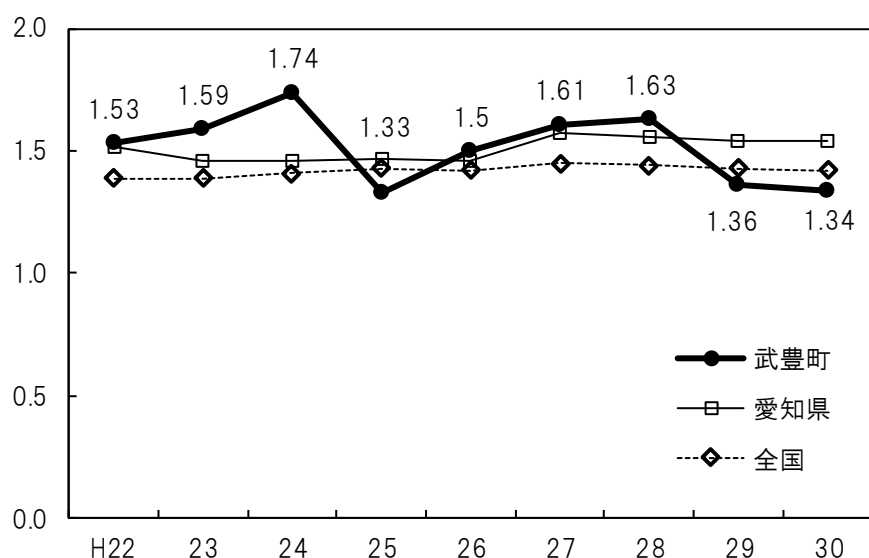
少子化の流れを変えるため、並びに、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するために、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定され、本町では平成 17 年 3 月に「武豊町次世代育成支援地域（前期）行動計画」、平成 22 年 3 月に「武豊町次世代育成支援地域（後期）行動計画」を策定し、総合的な対策に取り組んできました。

平成 24 年 8 月には子ども・子育て支援法等が制定され、本町においても平成 27 年 3 月に「武豊町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進や質・量の拡充に取り組んできました。また、消費税率の引上げに伴い、令和元年 10 月より保育料の無償化を図っています。

しかし、本町の合計特殊出生率は 1.34（平成 30 年）と、人口の維持に必要といわれる 2.07 を下回った状況で推移しています。保護者アンケートでは、遊び場の充実、経済的な負担の軽減、保育園における教育の充実、多様な保育サービスなど様々な子育て支援を求めています。

このような背景をふまえ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、明日の武豊を担う子どもが健やかに育ち、子どもの最善の利益が実現される社会をつくる中で、少子化対策を進めていくために、「武豊町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

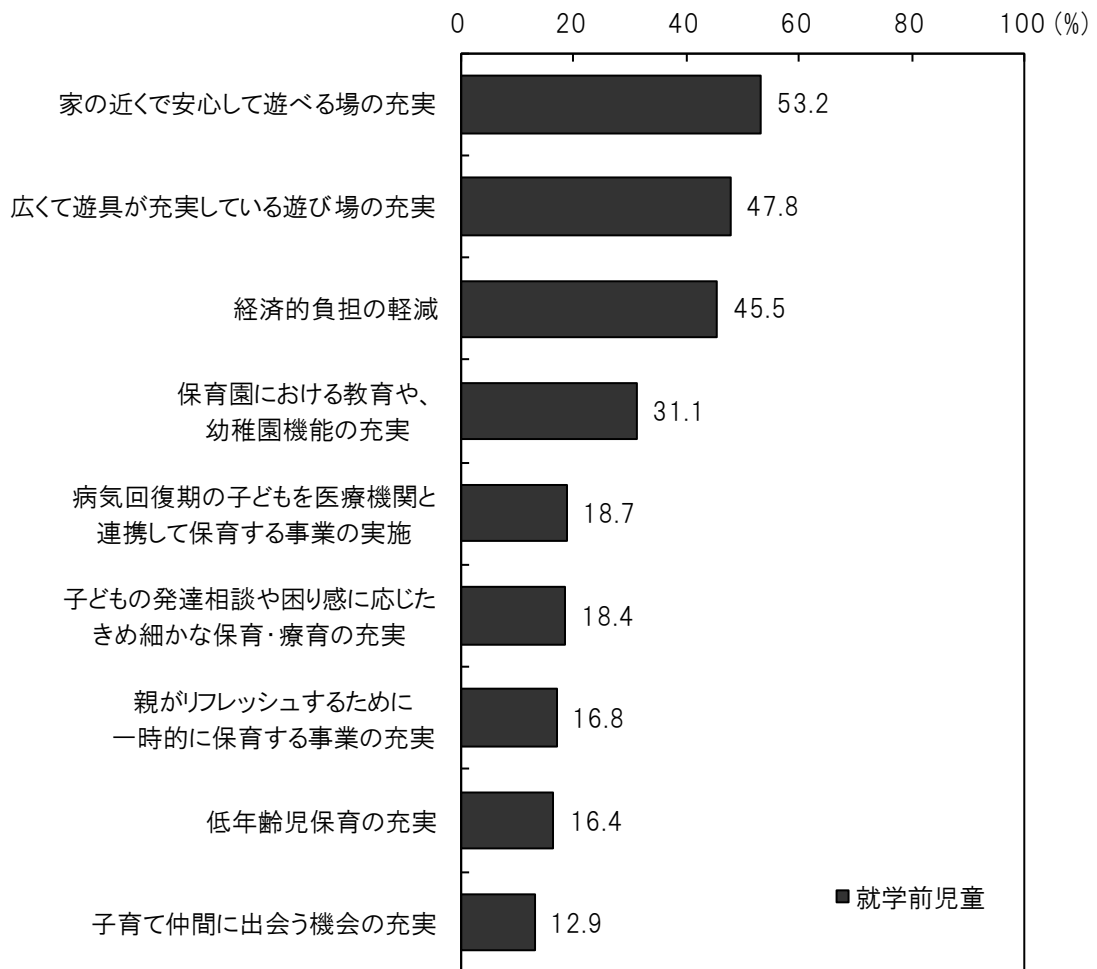
図表 1-1 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」、武豊町



図表 1-2 町が充実すべき子育て支援策



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

## 2 計画の位置づけ

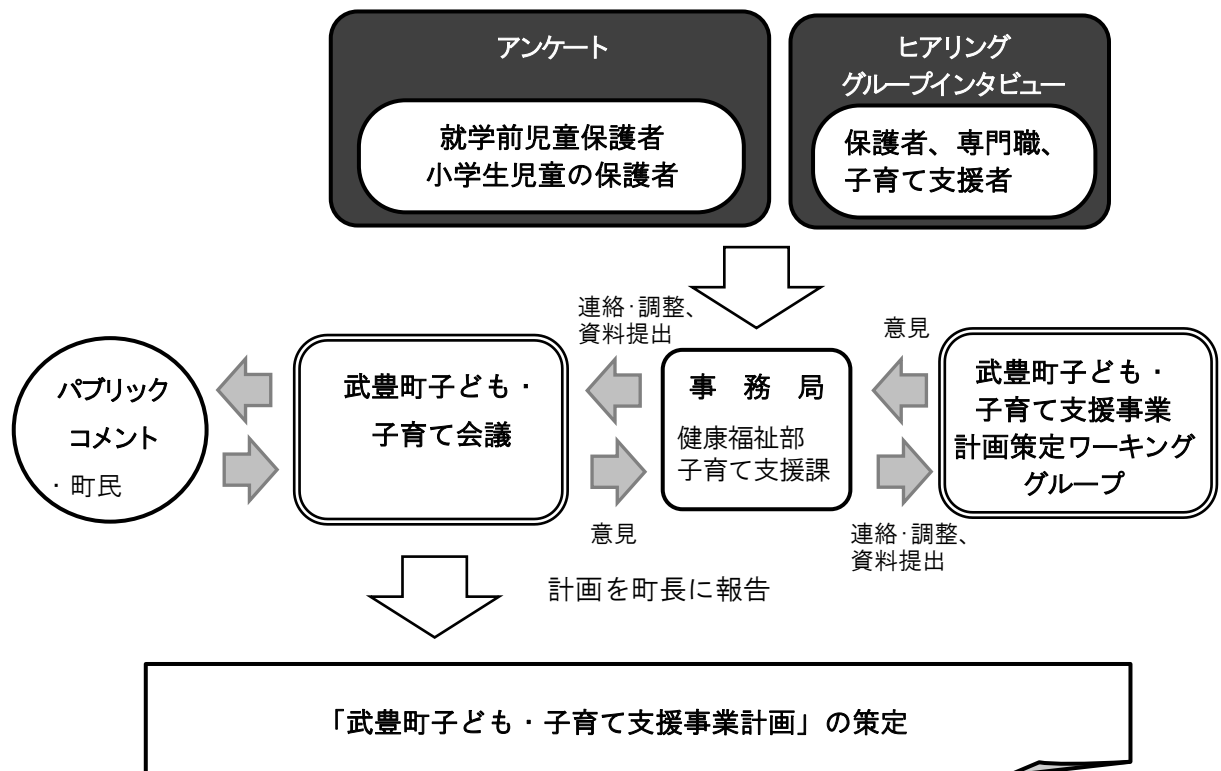
この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき国から提示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」と、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、第5次武豊町総合計画・後期戦略プランとの整合性を図りながら、今後の武豊町の子ども・子育て支援に関する取り組みを推進する総合的な指針となるものです。

なお、この計画が対象とする「子ども」とは18歳未満を想定しています。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

## 4 計画の策定過程



---

## 第2章 計画の基本的な考え方

---

---

## 1 基本理念

本町では、第5次武豊町総合計画・後期戦略プランにおいて「心つなぎ みんな輝くまち 武豊」を将来像として掲げ、住民一人ひとりが生き生きと暮らせるよう、住民、地域、企業、行政等がお互いの役割を果たしながら、協働していくまちづくりを進めています。

このような中で、「武豊町子ども・子育て支援事業計画」は、一人ひとりの子どもが健やかに元気に成長できるよう、子どもの最善の利益が実現される子育て支援社会を構築していきます。そして、その子どもたちを育てる父親や母親、また、これから子どもを生み育てる次代の親が、学びやつながりを得て育ち合い、子育ての喜びを実感しながら、安心して子どもを生み育てることができるように子育てを支援する地域づくりを進めます。

ともに育ち ともに創る

子どもが元気で輝くまち



## 2 基本的な視点

この計画では、以下に示す3つを基本的な視点としました。

### 子どもの視点

子どもが元気で輝きを持って成長していくためには

子どもが元気で輝くためには、その施策を「子どもの立場で考える」ことが不可欠です。

すべての子どもが、将来に夢と希望をもって輝き、元気に育つとともに、豊かな人間性を育み、次代の親となるという認識のもとに、子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### 親の視点

親がしっかりと子どもと向き合い、子どもとともに成長していくためには

子育ては、家庭が第一線です。男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、親も子どもとともに成長し、喜びを感じながら子育てできる環境づくりを進めます。そして、周囲の人たちが子育てを温かく見守り、親が必要とした時に相談や適切な対応ができるサポート体制をつくります。

### 地域の視点

子育てしやすい地域をつくるためには

育児は、親から子へ、地域の中でまわりの大人から伝承され、次の世代に受け継がれてきました。少子化、核家族化、都市化の進展や、住民同士や世代間の交流の希薄化により、子育てをしている親の負担感、孤独感は増しています。

住民、地域、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、連携・協働することにより、まちぐるみで子育てを支え合い、子どもを見守り、育むことができる子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりを進めます。

---

### 3 基本目標

この計画では、基本理念を実現するために次の5つを基本目標とし、それらを5つの柱として総合的に施策を推進していきます。

---

#### 基本目標1 地域における子育て支援環境の充実

共働き家庭、家庭での育児や施設での養育等すべての子育てをする人や子ども自身に対して、発達段階に応じて質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、多様な子ども・子育て支援の充実を図っていきます。特に、保健センター、子育て支援センター、児童館、保育園・認定こども園などで、親子がくつろいだり、気軽に相談できる場をつくり、子育てに対する不安や孤立感を和らげます。

- 1) 就学前の子どもの教育・保育環境の充実
- 2) 多様な保育・預かりの推進
- 3) 身近な子育て支援の場づくり

---

#### 基本目標2 子どもや親の健康の確保及び増進

妊娠期を安心して過ごせるよう、また、妊婦や家族が安心して出産・子育てに臨めるよう、健康診査、育児相談等の母子保健事業の充実を図ります。育児不安・産後うつ・発達障がいなど子育てを取りまく複雑な課題に対応し、保護者が自信とゆとりを持って子育てできるよう、交流の場の確保や相談・支援体制の充実に努めます。

また、食育、親子の愛着形成や子どもをもつ家庭の災害時の備え、赤ちゃんのホームケアなど、子育てについて実感を持って学び、考える機会をつくとともに、必要な時に適切な医療が受けられるように安心な医療体制づくりに取り組みます。

- 1) 乳幼児と親の健康の確保
- 2) 子育てに関する学びの支援
- 3) 安心な医療体制の推進

---

### 基本目標3 家庭・地域の子育て力の向上

---

子育ての出発点となる家庭における子育て力の向上を図るため、父親も含めて保護者に学びや保護者同士がつながる機会を提供し、家族全体で成長していくことを支援します。

また、子育ての喜びをわかちあいながら、地域全体で子育てをしていくために、住民や企業が子どもの育ち及び子育て支援の重要性について一層関心と理解を深め、協働による子育て支援を推進します。

- 1) 子どもの育ちに応じた家庭教育や保護者活動の支援
- 2) 園・学校における協働の推進
- 3) 住民等との協働の推進

---

### 基本目標4 支援を必要とする子どもと家庭への支援

---

虐待、いじめ、不登校、ひとり親、障がいなど、それぞれの子どもや家庭が有する課題に応じて、様々な機関や地域の人々と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組みます。

- 1) 要保護児童等の支援
- 2) ひとり親家庭の支援
- 3) 障がいのある子どもとその保護者の支援

---

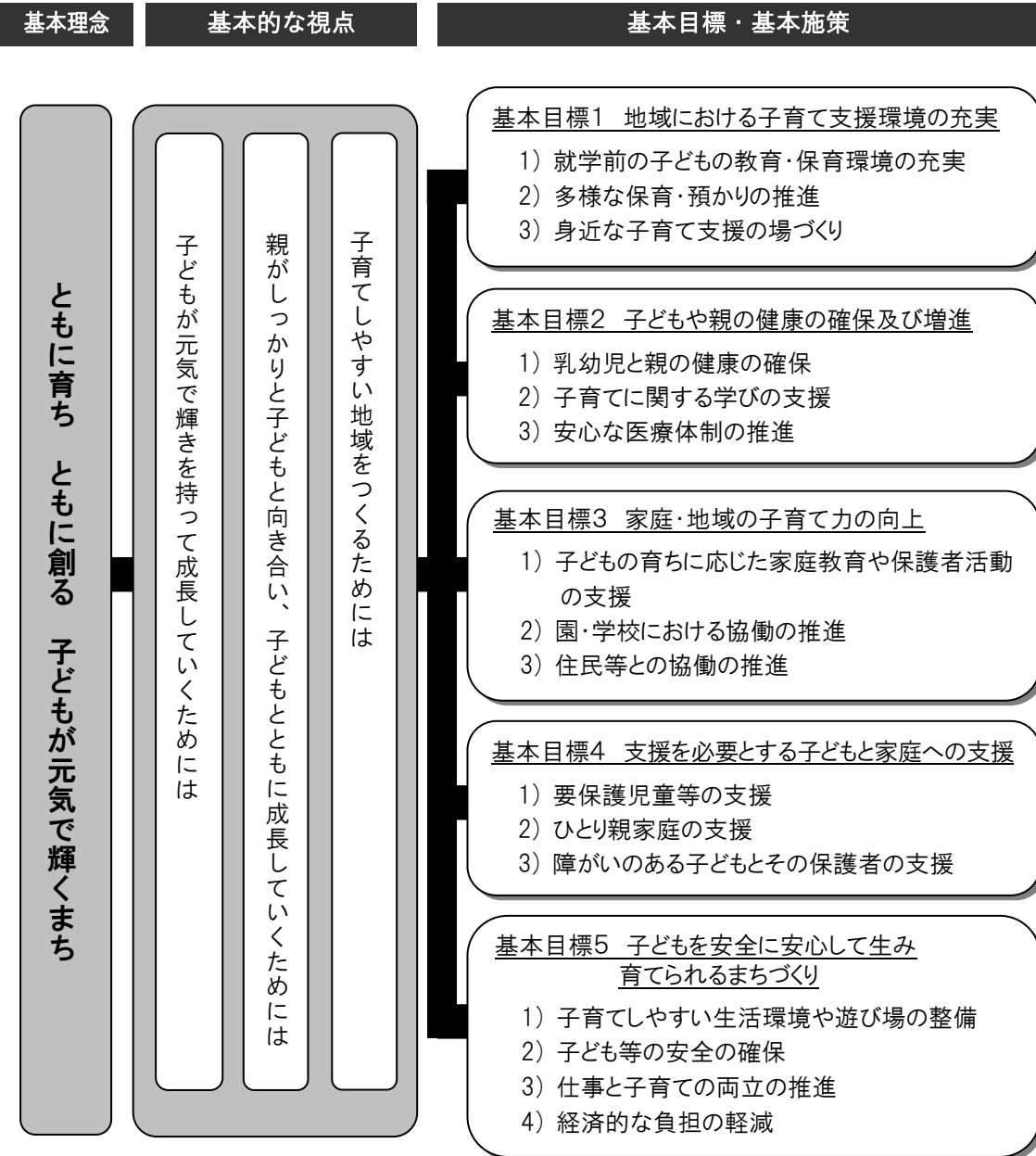
### 基本目標5 子どもを安全に安心して生み育てられるまちづくり

---

子どもを安全に安心して生み育てることができるようなまちにするため、生活環境、道路交通環境、遊び場の整備を行います。また、警察や保育園・学校・地域等の連携強化による犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。さらに、子育てをしながら働きやすい職場環境づくりや経済的な負担の軽減など、様々な観点から総合的に子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていきます。

- 1) 子育てをしやすい生活環境や遊び場の整備
- 2) 子ども等の安全の確保
- 3) 仕事と子育ての両立の推進
- 4) 経済的な負担の軽減

## 4 計画の体系





---

## 第3章 行動計画

---

## 基本目標 1 地域における子育て支援環境の充実

### 1) 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

#### 現状と課題

本町には、公立の保育園が 8 園、私立の認定こども園、0～2 歳児を対象とした保育園がそれぞれ 1 園、また企業等が運営する保育事業等があります。公立の幼稚園がないこともあり、保育園に特別利用保育認定児童として積極的に受け入れています。

なお、就学前児童数が減少に転じていますが、女性の社会進出などにより、低年齢児の保育ニーズは、当面、増加していくことが予想されます。保育園の施設・設備の老朽化が進んでおり、長寿命化を図りながら、中長期的な視点から施設整備について考える必要があります。

図表 3-1 保育園の園児数の推移

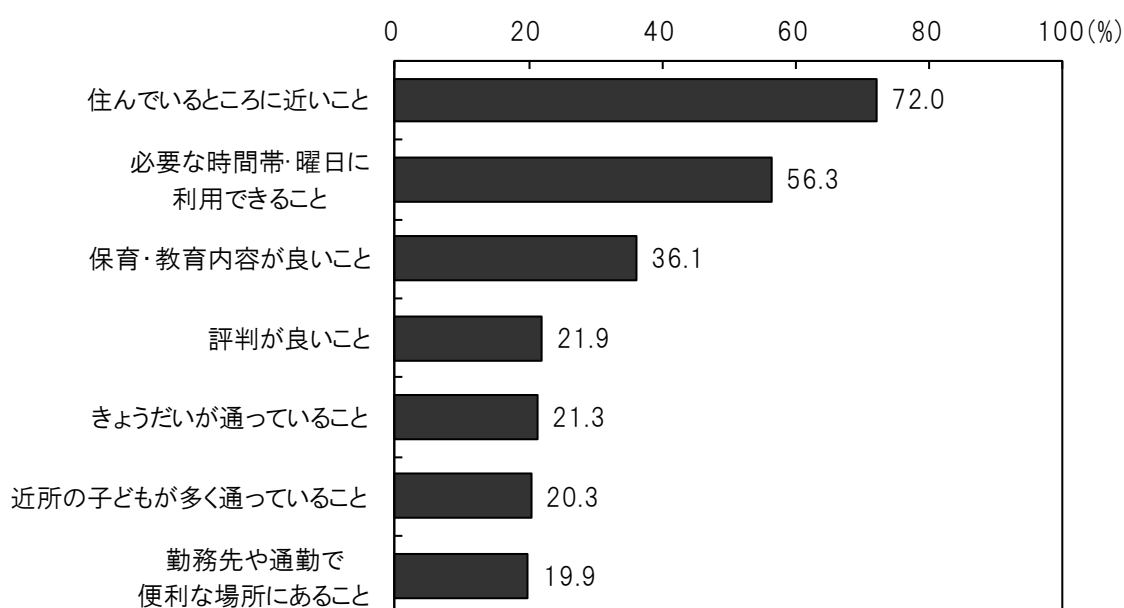
(人)

	平成 27	28	29	30	31
0 歳	26	25	24	25	34
1～2 歳	201	201	216	233	277
3～5 歳	1,162	1,151	1,143	1,098	1,087

資料：武豊町

注：各年度 10 月 1 日現在

図表 3-2 保育園・幼稚園を選ぶ際に重視すること



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

---

 施策の方向
 

---

保育園等の運営を通じて、すべての子どもに良質な教育・保育環境を保障します。また、保育士の確保と処遇改善、研修等を通じた資質向上、地域の関連機関との連携を図るなど、教育・保育の質の向上に取り組みます。

子どもの人口の動向や保護者のニーズ、施設に求められる機能、施設の老朽化などをふまえて、保育園の整備・改築・修繕など施設整備を計画的に実施するとともに、効果的な保育園運営のあり方を検討します。

事業	事業内容	関係課など	区分
低年齢保育の充実	保護者の就労等をふまえ、0歳、1・2歳の低年齢児の保育の充実を図ります。	子育て支援課	充実
園の教育・保育の質の向上	担任保育士の常勤化の継続、保育園職員の研修体制の充実、保育園における教育・保育の向上等を図ります。	子育て支援課	充実
施設の長寿命化と計画的な建替	保育園等基本方針・整備計画をもとに、施設の長寿命化と計画的な建替を図るとともに、園児数の減少による統廃合、運営方法を検討します。	子育て支援課	継続



## 2) 多様な保育・預かりの推進

### 現状と課題

本町では、19時まで延長保育を実施している保育園は10園で、一時的保育は2園で実施しています。保護者アンケートでは、「病児病後児保育」「一時的保育」など多様な保育ニーズがうかがわれます。今後も、働きながら子どもを育てている人が、安心して働くことのできるよう、また、保護者の用事や子育て負担の軽減など、多様化する保育ニーズに対応していく必要があります。

児童クラブは、保護者が就労している小学生児童の放課後の生活の場として、各小学校区に1つずつ計4か所で運営しています。保育ニーズと同様に、利用希望者の増加、利用形態の多様化などへの対応を図ることが求められています。

図表 3-3 保育・預かり利用者の推移

	平成 27	28	29	30
一時的保育（利用件数）	702	634	810	810
ファミリー・サポート・センター事業（利用件数）	778	858	1,046	935
児童クラブ （4月1日現在登録児童数）	218	204	226	242

資料：武豊町

---

 施策の方向
 

---

子どもの幸せを第一に考えるとともに、保護者の就労状況や家庭環境等を十分にふまえて、延長保育や一時的保育をはじめ多様な事業の充実に取り組みます。

児童クラブについては、対象学年の拡大や、長期休業期間も含めた受入児童数の拡大に対応するために、運営体制の充実や施設整備などを図ります。

事業	事業内容	関係課など	区分
延長保育	全園で延長保育を実施します。	子育て支援課	継続
休日保育	日曜日や祝日における保育の実施を検討します。	子育て支援課	新規
一時的保育	保護者の就労、出産・介護・傷病、リフレッシュなどに対応するため、保育園で、一時的に保育します。	子育て支援課	継続
病児病後児保育	地域の医療機関との連携を図りながら実施に向けて検討します。	子育て支援課	充実
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と子育ての応援をしてもらえる人が会員となり、お互いが助け合う、ファミリー・サポート・センター事業について、援助活動や会員数の増加、子育て支援センターとの連携、会員間の交流支援など、制度の普及に取り組みます。	子育て支援課	充実
ショートステイ事業	地域の児童養護施設との連携を図りながら、保護者が一時的に子どもを養育することが困難になった際に宿泊で預かります。	子育て支援課	継続
子育て支援ヘルパー	妊娠期または乳幼児の育児期に、育児不安や体調不良等から家事及び育児が困難な人に、ヘルパーを派遣します。	子育て支援課	継続
児童クラブの運営・整備	4つの小学校区ごとに整備された児童クラブを運営し、受入拡大などを図ります。老朽化による改築・建替等を検討します。	子育て支援課	充実

### 3) 身近な子育て支援の場づくり

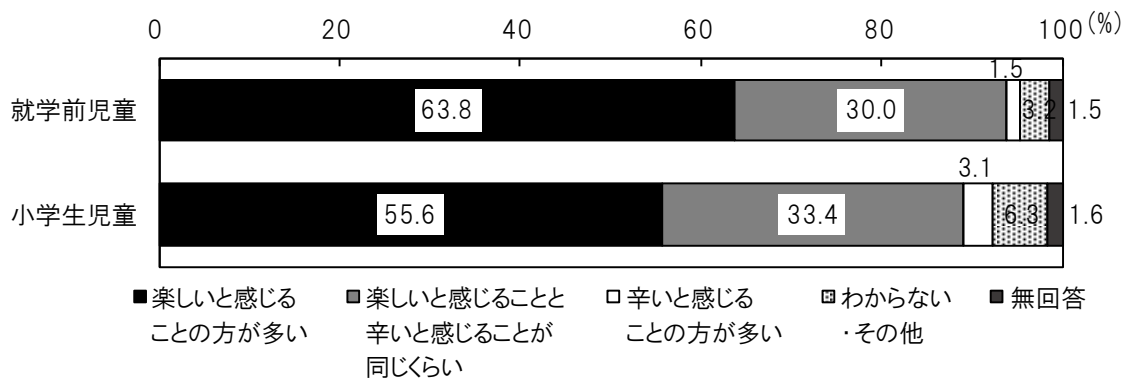
#### 現状と課題

子育てに対し、不安や負担を感じたり、自信が持てなかつたりすることがあります。就学前保護者アンケートでは、子育てについて「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」もしくは「辛いと感じることの方が多し」との回答が3割を超えています。

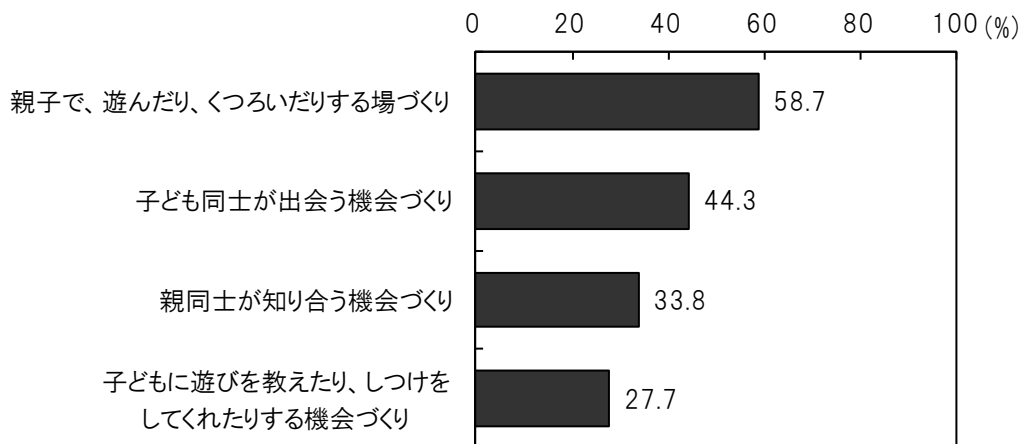
その背景として、育児につながる経験のないまま親になる人が多いことに加え、核家族化や近隣住民とのつながりが希薄化し、子育てについてのアドバイスや手助けをしてくれる人が身近にいない状況があります。

身近なところで、親子がくつろぎ、保護者が本音で話せ、親子の仲間づくりができた、気軽に相談できたりする場所が求められています。

図表 3-4 子育ての楽しさ・辛さ



図表 3-5 身近な地域で充実してほしい支援（機会や場づくりについて：就学前児童）



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

---

 施策の方向
 

---

## ①乳幼児の親子がくつろぎ・交流する場づくり

すべての子育て家庭を対象に、安心して子育てができるように、保健センター、子育て支援センター、児童館、保育園などで、親子が楽しくすごし、交流できる身近な場づくりに取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育て支援センター、児童館の運営	子育て支援センター（3か所）、児童館（4か所）を運営します。老朽化による改築・建替等を検討します。	子育て支援課	継続
未就園児の親子が交流できる機会づくり	保健センターでのおしゃべりサロン・各種講座での座談会、子育て支援センターでのふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、児童館でのわんぱくクラブ、生涯学習課の親子ふれあいひろばなど様々な機会を提供します。	健康課 子育て支援課 生涯学習課	継続
赤ちゃんルーム にこにこルーム	子育て支援センターで子育てに不安や心配のある方や、子どもへのかかわり方に迷っている親子と楽しく遊びながら一緒に考えていく場を提供します。	子育て支援課	継続
親子クラブ	児童館で、2歳児の子どもと親が交流する場を提供します。	子育て支援課	継続
園庭開放	各園で、未就園の子どもと保護者を対象に、園庭の開放や行事を行います。	子育て支援課	継続

## ②身近な子育て相談・情報提供

子育て中の親が抱える様々な問題や悩みに対し、適切な対応がとれるよう、保健センター・子育て支援センター・児童館・保育園などで身近な場で相談を行うとともに、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口を設置します。

また、乳児家庭へ全戸訪問する「お元気ですか訪問」や町のホームページなど、様々な手法で子育て相談・情報提供を行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育てに関する相談体制の充実	保健センター・保育園・児童館・子育て支援センターで、子育てに関する相談に応じます。また、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）を設置します。	子育て支援課 健康課	充実
子育てに関する情報提供	子育てサポートガイド、ホームページへの子育て情報の掲載などに取り組みます。 保健センター・保育園・児童館・子育て支援センターで子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援課 健康課	継続





## 基本目標2 子どもや親の健康の確保及び増進

### 1) 乳幼児と親の健康の確保

#### 現状と課題

妊娠・出産・育児期における乳幼児とその母親の健康の保持と増進を図るために、妊産婦、3か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査、2歳児には歯科健康診査を行っています。

また、すくすく相談、赤ちゃん教室、育児相談など、集団指導や個別指導を行う多様な機会をつくったり、乳幼児の健康診査時などにおいて専門職による相談を実施するなど、母子保健対策の充実に努めています。

健康診査の受診率は高いものの、受診しない人の子どもの育ちや親子の生活が危惧されます。このため、未受診者には、個別に連絡を取るとともに、必要に応じて家庭訪問などを実施しています。

図表 3-6 健康診査等の受診率・相談件数

(平成 30 年度)

	受診率・ 相談件数	事業内容
3か月児健康診査	99.0%	問診、身体測定、医師の診察、個別育児指導
7か月児すくすく相談	196人	身体測定、個別育児指導、絵本の読み聞かせ、栄養指導
10か月児すくすく相談	202人	身体測定、個別育児指導、歯科指導
1歳6か月児健康診査	98.4%	問診、身体測定、医師・歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、個別育児指導
2歳児歯科健康診査	94.7%	問診、身体測定、歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、個別育児指導
3歳児健康診査	99.5%	問診、身体測定、医師・歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、個別育児指導
赤ちゃん教室 お世話編	41.4%	保健師による子育て講座と、市立病院看護師によるホームケアに関する講座
離乳食編	46.0%	栄養士による離乳食の進め方についての講話と、離乳食の試食
育児相談	乳児 484人 幼児 552人	保健師による身体計測、育児相談

## 施策の方向

健康診査、各種相談事業などを実施するとともに、妊娠中からの相談をきめ細かく実施し、町内の関係機関との連携を図りながら切れ目のない保健対策を行い、子どもや親の健康の確保、子育てに関する不安や悩みなどの軽減、児童虐待の予防、子どもの発達に関する課題の早期発見に取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
妊産婦・乳児健康診査の受診促進	母子健康手帳と同時に受診票を交付し、妊産婦健康診査の受診を促進します。妊娠中に15回（子宮頸がん検診分含む）、妊産婦歯科健診を1回、産婦健康診査を1回、新生児聴覚検査を1回、乳児健康診査2回を限度として、費用の一部を公費負担します。	健康課	継続
妊娠8か月サポートコール	妊娠8か月のすべての妊婦に保健師が電話をかけ、体調や出産準備など、様々な不安や疑問を聞いて情報提供を行います。	健康課	充実
お元気ですか訪問	生後1～2か月児のいるすべての家庭を保健師が訪問するなど、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。	健康課 子育て支援課	継続
乳幼児の健康診査等	子どもの成長に合わせて、3か月児健康診査、7か月児すくすく相談、10か月児すくすく相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施します。	健康課	継続
健康診査時の相談機能の充実	健康診査時に遊び場（わいわい広場）を設け、待ち時間に親子と遊びながら、保育士・臨床心理士が育児・発達相談に応じます。	健康課 子育て支援課	継続
栄養相談と指導の実施	管理栄養士による栄養相談、赤ちゃん教室（離乳食編）、7か月児すくすく相談などで、栄養や離乳食の相談に応じます。	健康課	継続

## 2) 子育てに関する学びの支援

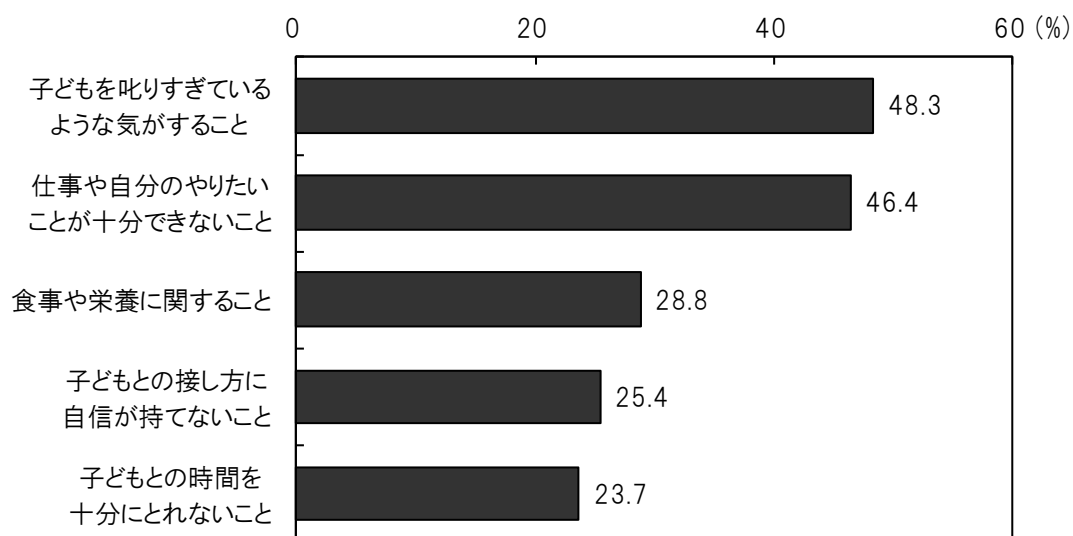
## 現状と課題

少子社会の中で育った親たちは、兄弟の数が少なく、近隣の小さな子どもを世話した経験も少なく、育児に対する様々な体験が希薄になっています。出産・子育てに関する情報源が多様化している中で、町としては、親になるすべての人に、正確な情報と体験学習の場、仲間と出会う場を提供していく必要があります。

女性の出産年代が高くなるとともに、母親の痩身志向や生活習慣が低出生体重児のリスクを高めることが危惧されており、健康教育の充実が必要です。

また、子どもの自己肯定感や発達の基礎となる親子の安定した愛着形成が十分ではない家庭があることや、大規模地震をはじめとした災害への備えなどの課題が指摘されており、その対応を図る必要があります。

図表 3-7 子育てが辛いと感じるとき（就学前児童）



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

## 施策の方向

子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てを行えるよう、妊娠期から、子育てや母子の健康や愛着の形成等についての学習、育児の仲間づくりを働きかけます。

また、食育、家庭内事故防止、災害の備え災害時の対応についての啓発を推進します。

事業	事業内容	関係課など	区分
妊娠期の子育てへの準備	妊娠期の保護者を対象に「フレッシュパパママ教室」を開催し、妊娠・子育てに関する学習機会をつくります。	健康課	充実
食育の推進	保育園・学校での野菜の栽培等、調理体験や給食だより、食育だよりによる情報提供を通じて、健全な食生活を実践する知識をもち、健康で豊かな人間性を育めるよう食育の推進に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課 産業課	継続
家庭内事故防止や病気・ケガの対策	家庭内で起こりやすい不慮の事故の予防についてのガイドブックを配布したり、赤ちゃん教室（お世話編）で病院看護師と連携して保護者を対象に事故の予防や心肺蘇生法等の教室を実施します。	健康課	継続
災害への備えや災害時の対応の啓発	3か月児健診で、避難場所や非常時の持ち出し品等の啓発を行います。また、災害時の食事マニュアルの活用を図ります。	健康課	充実

## 3) 安心な医療体制の推進

## 現状と課題

子どもの医療は、子どもの日頃の健康を守るための基本であり、万が一の場合にも安心できるような体制を整えることが重要です。本町では、入院、通院について中学校卒業までのすべての子どもに対する医療費の無料化に取り組んでいます。

保護者には、子どもの急病時に対応するための医療情報を周辺市町も含めて提供していく一方で、適正な受診についての理解を促していくことが必要です。

## 施策の方向

子どもの医療については医療費の無料化、医療機関の情報提供の一層の充実、休日や夜間の医療関係機関等との連携に努めるとともに、保護者には病気やケアを家で手当てをするときに参考となる情報提供や、適正な受診についての啓発を行います。また、不妊に対する検査・治療の費用負担軽減を図ります。

事業	事業内容	関係課など	区分
子ども医療費無料化の実施	子ども医療費について、入院・通院は中学校卒業まで、無料化しています。	保険医療課	継続
医療機関の情報提供	休日診療の情報について、広報・新聞・町のホームページに掲載するとともに、役場、富貴支所等でポスターを掲示します。	健康課	継続
休日や夜間の医療関係機関等との連携	休日・夜間救急医療における関係機関や町医師会などとの連携を図り、緊急の病気やケガ等に備えます。	健康課	継続
かかりつけ医の普及・定着と適正な受診の啓発	赤ちゃん教室（お世話編）にて、かかりつけ医を持つことや、昼間の診療時間内の受診の推奨など、医療機関への適正な受診を啓発します。また、ホームケアの方法について伝えます。	健康課	継続
不妊検査・治療に対する支援	不妊検査・治療の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。	健康課	継続

## 基本目標3 家庭・地域の子育て力の向上

### 1) 子どもの育ちに応じた家庭教育や保護者活動の支援

#### 現状と課題

子育ては、家庭や地域での暮らしの中で行われるもので、子どもの育ちに応じた家庭教育が必要です。子どもの成長とともに、親も学び、親として成長していくことが欠かせません。小学生保護者アンケートでは、子育てをして良かったこと、楽しいこととして「子育てで、自分自身も成長できること」をあげる保護者が55.9%となっています。

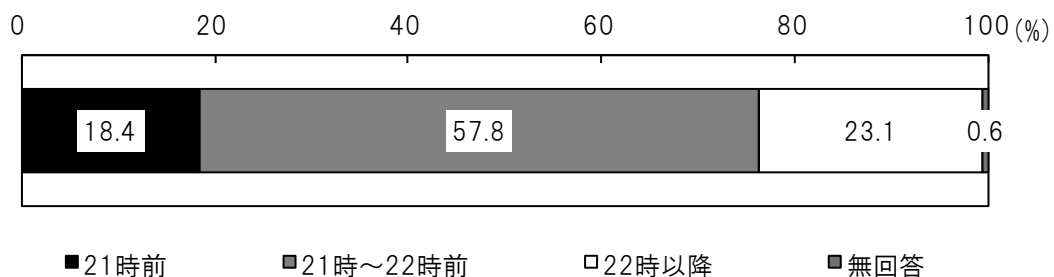
子どもたちが健やかに成長していくためには、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」基本的な生活習慣の確立が必要です。小学生保護者アンケートでは、「朝食を食べないことが週に数日はある」児童が6.6%（H25調査では2.6%）、夜寝る時間が「22時以降」が23.1%（H25調査では18.3%）と増えています。

なお、町内には様々な相談窓口や子育て支援施設や地域での交流の場がありますが、そこへの参加の方法がわからなかったり、ためらったり、参加を避ける保護者への子育て支援が課題となっています。

図表 3-8 食事の状況（小学生児童）

	1日に3回食事をしている	朝食を食べないことが週に数日はある	昼食を食べないことが週に数日はある	夕食を食べないことが週に数日はある	無回答
小学生児童 (%)	92.5	6.6	0.6	0.0	0.6

図表 3-9 就寝時間（小学生児童）



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成30年度）

---

 施策の方向
 

---

子育て家庭の抱えている不安や悩みは、子どもの発達段階に応じて異なります。これらを的確にとらえ、家庭教育に関する情報の提供や学習機会をつくります。また、講座の出席者から、出席していない保護者や困難な状況にある保護者に情報を伝えていくことを働きかけます。

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者間の連携を図るため、同年代の子どもを持つ親同士の交流、子育てサークルや子ども会の育成に取り組み、保護者の主体的な子育て活動を支援します。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育てリフレッシュ講座の開催	子育て中の親を対象に託児付の講座を開催することで、子育て中のストレスの解消や家庭教育の学習機会をつくります。	生涯学習課	継続
子育てサークルの育成	子育て支援センター・児童館で子育てサークルの育成を支援します。	子育て支援課	継続
「早寝・早起き・朝ごはん」運動	子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムを確立するため、「早寝・早起き・朝ごはん」を家庭に働きかけます。	学校教育課	継続
子ども会の育成	地域の子どもと親の主体的な活動である子ども会活動や、子ども会育成連絡協議会を支援します。	社会福祉協議会 生涯学習課 子育て支援課	継続

## 2) 園・学校における協働の推進

### 現状と課題

本町の保育園、小学校、中学校等では、地域住民の参加を得ながら、教育・保育を行っています。子どもたちが心身ともに健全に育つためには、教育・保育の充実を図るとともに、園・学校が家庭や地域と連携しながら地域の子育て支援や教育の拠点となっていく必要があります。

#### 武豊町の学校教育の指針（求める子ども像）

～確かな学力，豊かな心，たくましい体～

- 進んで、あいさつ・返事・整理整頓ができる礼儀と節度をもった子ども
- 自ら学び、自分の思いや考えをはっきりと表現できる子ども
- 人々や社会のために役立つことに喜びをもち、進んで行動する子ども
- 思いやりの心をもち、進んで心や体をきたえる子ども
- 身の回りの環境を大切にし、清掃活動にはげむ子ども

#### 保護者・地域・教育関係団体との連携と協働

[保護者] 単位PTA	PTA連絡協議会
[地域] 各区	各校教育後援会
[団体] 保護司会	生徒指導推進連絡協議会
いじめ不登校対策協議会	民生委員・児童委員協議会
要保護児童対策地域協議会	家庭教育推進連絡協議会
スポーツクラブ	ライオンズクラブ
スマイルネットワーク	おやじの会
じじばばの会	見守り隊
NPO たけとよ	壱町田湿地を守る会
子ども会育成連絡協議会	更生保護女性会

資料：武豊町教育委員会（令和元年度）



---

 施策の方向
 

---

園・学校、家庭、地域、行政が連携を密にし、それぞれの役割を十分に発揮し、協働して子どもの成長を支える体制をつくります。また、「地域の子どもを地域の大人が育てる」ことを主軸に、小学校区での家庭教育推進協議会等の取り組みを推進します。

事業	事業内容	関係課など	区分
園における保護者・地域との協働の促進	保護者懇談会、運動会、生活発表会等を通じて、保育運営などについて、保育園と保護者との連携を図ります。	子育て支援課	継続
世代を超えた交流の機会の充実	祖父母会、憩いのサロン等を通じて、保育園児と高齢者との交流事業を実施します。	子育て支援課 福祉課	継続
学校における保護者との連携の促進	P T A活動、保護者懇談会等を通じて、学校運営、家庭教育などについて、学校と保護者の連携を図ります。	学校教育課	継続
学校における地域人材の活用	地域住民が講師になったり、各種団体との連携を推進したりするなど、学校での地域人材の活用を支援します。	学校教育課	継続
家庭教育推進協議会	地域・保護者・学校などの参加を得て家庭教育推進連絡協議会の開催や小学校部会の事業を支援します。	生涯学習課	継続
地域に開かれた学校づくり	各小中学校に学校評価委員会を設け、住民による外部評価を行います。また、学校公開の推進や学校だより、ホームページによる情報発信など、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。	学校教育課	継続

### 3) 住民等との協働の推進

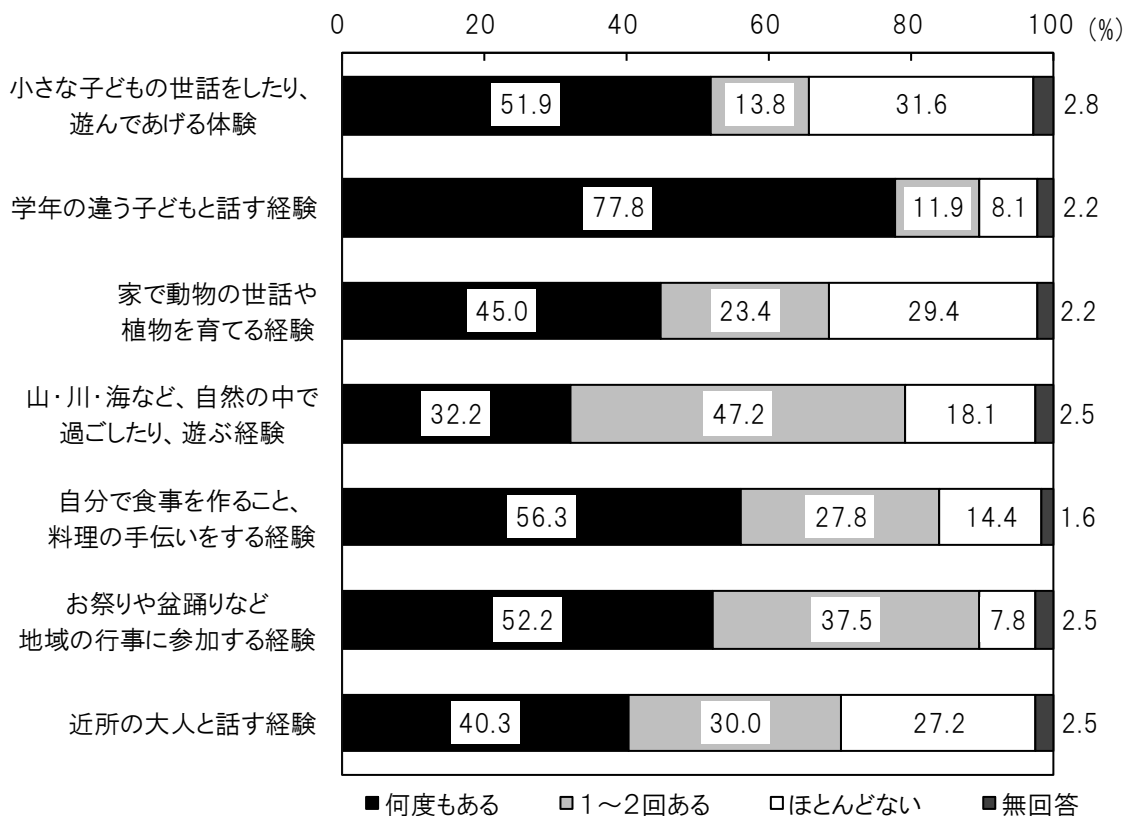
#### 現状と課題

本町では、妊産婦が集まる交流の場の運営支援、絵本の読み聞かせ、子どもの見守りや交通安全、祖父母の会などのグループが子育てや子育て支援を行う住民ボランティアグループとして活動しています。また、民生委員・児童委員が地域できめ細かく、相談・情報提供・支援活動を行っています。

少子化が進んでいく中、子どもたちが心身ともに健全に育つためには、学校教育の充実だけではなく、子どもが地域とつながりを持ち、文化、スポーツ、社会、自然など様々な体験をする機会の充実が望まれます。

本町では、町民活動団体等と町が、お互いの立場や役割の違いを理解し、尊重しあいながら、共通の目的を達成するために協力していく「協働のまちづくり」を進めており、住民による子育て支援活動がしやすい環境をつくっていく必要があります。

図表 3-10 生活体験・社会体験（小学生児童）



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

---

 施策の方向
 

---

地域の子育て力を活かすため、民生委員・児童委員、住民、NPO、店舗などによる子育て支援活動と連携し、それぞれの活動を支援するとともに、地域における子育てネットワークの充実を図ります。

事業	事業内容	関係課など	区分
民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会を通じて、行政と主任児童委員等との間で、常に情報を共有し、多様化する児童福祉ニーズにきめ細かく対応する体制をつくります。	子育て支援課 福祉課	継続
子育てボランティアの運営支援	ボランティアグループへの相談や情報提供、ボランティア保険への加入及び一部保険料の補助を行います。	社会福祉協議会	継続
様々な体験機会の充実	生涯学習施設において、NPOや地域と連携しながら、芸術、科学、読書、スポーツなど子ども向けの各種事業を実施します。	生涯学習課 図書館 総合体育館 町民会館	充実
有害環境に対する取り組み	武豊町青少年健全育成推進町民大会の開催、有害図書の回収、携帯電話等を利用したインターネットの安全な利用法など、青少年を取り巻く環境の健全化に取り組みます。	生涯学習課	継続
子育て家庭の優待事業の促進	行政と店舗等との協働で、子どもとその保護者向けの特典やサービスを実施する協賛店舗等を募る子育て家庭優待事業を実施します。	子育て支援課	継続

## 基本目標 4 支援を必要とする子どもと家庭への支援

### 1) 要保護児童等の支援

#### 現状と課題

近年、児童虐待の通報件数は増加しており、各方面で取り組みの強化が図られています。就学前の保護者アンケートをみると、「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」をあげる人は約1割で、子育てを辛いと感じる保護者で回答率が高くなる傾向がみられます。

これらのことから、虐待につながる意識は潜在的にあるという前提に立って、子育ての身近な相談、複雑な家庭環境に対応する専門的な相談、必要に応じたきめ細かな支援や継続的な支援などを提供する体制をつくり、保護者の孤立感や過度な負担感を軽減していくことが必要です。

学校においていじめの防止・早期発見や適切な対処するとともに、不登校・ひきこもりなど社会生活を円滑に過ごすことが困難な子ども、定住外国人、経済的に厳しい環境にある子どもや家庭などに必要な支援を行う必要があります。

図表 3-11 児童虐待等に関する対応件数

	平成 27	28	29	30
対応件数	65	92	118	125

資料：武豊町

図表 3-12 いじめ・不登校の状況

	小学生	中学生	合計
いじめ発生件数	29	56	85
不登校児童生徒数	23	31	54

資料：武豊町教育委員会（平成 30 年度）

図表 3-13 スクールカウンセラーへの相談内容

	不登校	家庭・家族	心身の発達	進路・学習	その他	合計
相談件数	277	77	222	14	165	755

資料：武豊町教育委員会（平成 30 年度）

---

 施策の方向
 

---

## ①要保護児童等の支援、児童虐待の防止

子育てに関する各種相談、要保護児童対策地域協議会など、虐待防止・早期発見・早期対応体制の充実を図ります。また、児童虐待の防止や体罰によらない子育ての推進、里親制度の普及に向けて、啓発・パンフレットの配布などに取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育てに関する専門的な相談への対応	子育て支援センターでの臨床心理士や言語聴覚士による相談、保健センターにおける育児相談などを行います。	子育て支援課 健康課	継続
児童虐待防止の啓発	広報誌、パンフレット配布等を通じて、また、オレンジリボンキャンペーンとの連携により、児童虐待防止の啓発に取り組みます。	子育て支援課	継続
児童虐待通報受付、調査・相談	児童虐待の通告を受理し、安否確認などを行います。その後、家庭訪問、面接、電話にて継続支援を行います。また、虐待の実態調査・相談についても実施します。	子育て支援課	充実
要保護児童支援のための体制づくり	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を設け、各機関の連携と、適切な対応を図ります。地域資源や必要なサービスをつなぐソーシャルワーク機能の充実を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点を設置します。	子育て支援課	充実
養育に困難を抱える家庭の支援	「お元気ですか訪問」、健康診査などの結果をふまえ、支援が必要な家庭に、子育ての相談、情報提供、養育支援家庭訪問などを行います。	子育て支援課 健康課	充実

## ②子どもの貧困対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育、生活、保護者の就労、経済的支援など必要な環境整備を行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
学習支援	土曜日等に地域の協力のもと、学習を支援する機会を設け、その参加を働きかけます。	生涯学習課	継続
経済的困難を抱える子育て世帯への支援	生活に困窮する方の早期発見に努め、支援機関等へ適切につなぎます。	福祉課	継続
要保護児童生徒援助費の支給	生活困窮世帯の保護者に、給食・学用品費等の費用の一部を援助します。	学校教育課	継続

### ③支援を必要とする子ども等への対応

いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動など、特別な配慮を必要とする子どもやその家族、そこに関わる人たちに、教育、福祉、保健、医療など様々な機関が連携しながら、相談支援を行います。

事業	事業内容	関係課など	区分
いじめへの対策	各学校でいじめ防止基本方針を作成し、いじめの防止や早期発見、情報モラル教育、いじめが発生した際の適切な対処等に取り組みます。	学校教育課	充実
特別な配慮を必要とする子ども等の支援	不登校など悩みを抱えた児童生徒の相談や居場所づくりとして、適応指導教室、いきいきスクールを設置します。また、ひきこもり等の青少年や家庭の支援に向けて、相談や居場所づくりを行います。	学校教育課 子育て支援課 社会福祉協議会 生涯学習課	充実
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置	児童生徒や保護者等の心のケアや、不登校や問題行動等の児童生徒に対応するために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置します	学校教育課	継続

### ④外国人家庭への支援

外国人家庭への的確な情報提供・相談等を行うために、外国語による情報提供や役場に外国語を話せる職員を配置します。

事業	事業内容	関係課など	区分
外国人の親子に対する支援	外国語を話せる職員を配置します。生活ガイドブックの発行をし、外国人への情報提供を行います。	企画政策課 秘書広報課	充実

## 2) ひとり親家庭の支援

## 現状と課題

ひとり親家庭数については、近年、やや増加傾向で推移しています。ひとり親家庭は、就労・経済環境・生活・家族関係・子育てなど多様な課題を抱えがちです。それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、多面的な支援を行うことが重要です。

図表 3-14 児童扶養手当を受けている人（家庭数）

	母子	父子	合計
平成 27	297	20	317
31	306	14	320

資料：武豊町

注：ひとり親家庭等に支給（所得による支給制限有） 各年度 4 月 1 日現在

## 施策の方向

ひとり親家庭が自立して安定した生活を営めるよう、保育サービスの提供、日常生活の支援、就労支援などに取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
ひとり親家庭への保育サービス等への提供	ひとり親家庭の保護者への配慮として、園の入所基準等の配慮、早朝保育・延長保育、放課後児童クラブを実施します。	子育て支援課	継続
母子・父子家庭への生活支援の推進	母子・父子家庭に対し、日常生活への支援として、児童扶養手当や医療費の助成等の支援を実施します。	子育て支援課 保険医療課	継続
母子家庭の母の就労支援	母子家庭の母が職業能力開発や就業しやすい資格を取得するための講座を紹介します。	子育て支援課	継続

### 3) 障がいのある子どもとその保護者の支援

#### 現状と課題

障がいのある子どもへのサポートは、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めていかなければなりません。保護者の不安を軽減し、障がいのある子ども一人ひとりがその子どもに合った環境で育ち、障がいの状況に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、地域で生き生きと生活できるような環境づくりが必要です。特に、発達障がいについては、社会での一層の理解を促すとともに、家族が適切な育児が行えるよう支援を充実させていくことが必要です。

図表 3-15 障がい児数

	平成 27	28	29	30	31
あおぞら園の利用児童(人)	17	17	17	17	17
障がい児保育の利用児童(人)	56	67	78	65	75

注 : 各年度 4 月 1 日現在

#### 施策の方向

障がいのある子どもを早期発見し適切な対応ができるように相談体制を充実させていくとともに、障がいのある子どもと保護者が地域で安心して生活できるよう、療育、保育、特別支援教育など、きめ細やかな支援に取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
相談事業の推進	乳幼児期における発達相談や健康相談を行うとともに、育児相談や各種教室、訪問相談等を行います。また、専門機関と保護者をつなぐコーディネーターの役割を担い、連携しながら療育相談の支援に努めます。	子育て支援課 健康課	継続
発達等に心配のある子どもの遊びや相談の場の提供 (施策名、事業内容は現計画のまま)	発達などに心配のある 1～2 歳児とその保護者を対象に、「親子遊び方教室」を定期的実施します。	子育て支援課 健康課	継続



療育事業	障がい児が地域で適切なサービスを受けられるよう、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等療育事業の充実に努めます。	福祉課	充実
あおぞら園の療育環境の充実	2～5歳児を対象に心身の発達に不安のある児童や障がいを持った児童の通園、相談支援を実施します。 様々な障がい特性に対応できる受入環境の整備・拡大、また、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターへの移行を検討していきます。	子育て支援課	充実
障がい児保育	障がい児指定園として、保育士の加配等、統合保育に資する環境整備を推進します。 障がいに応じた専門的な保育ができるよう、保育士の研修を充実します。	子育て支援課	充実
特別支援教育等の推進	個別の指導計画の策定等により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めるとともに、通級指導教室を有効に活用します。	学校教育課	充実
教育的支援の充実	特別支援学級支援員、生活支援員、スクールアシスタントを配置するとともに、各校の教職員に対して研修を行います。	学校教育課	充実
医療的ケア児支援	知多南部地域自立支援協議会子ども部会（南知多町、美浜町、武豊町）で医療的ケア児支援の関係機関が協議する場を設置しました。また、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。	福祉課 子育て支援課 健康課	充実
乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の推進	乳幼児期から学校卒業まで、対象児童の支援に関するスムーズな引継ぎを行うため、サポートファイル等を活用しながら、関係機関が一体となって情報連携及び支援を行います。	健康課 子育て支援課 学校教育課	継続
障がい児への助成	在宅で心身に障がいのある児童に対し、障がいの程度により障害者手当等の支給やタクシー料金、バス運賃助成を実施します。	福祉課	継続

## 基本目標5 子どもを安全に安心して生み育てられるまちづくり

### 1) 子育てをしやすい生活環境や遊び場の整備

#### 現状と課題

子どもたちが地域で健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるような、子どもの視点、子ども連れの親の視点にたった環境の整備が大切です。

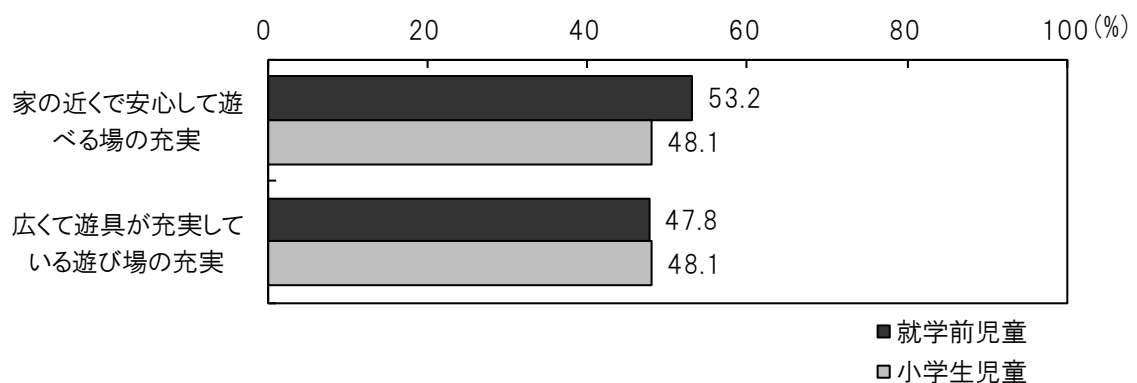
保護者アンケートによると、町が充実すべき子育て支援策について「家の近くで安心して遊べる場の充実」「広くて遊具が充実している遊び場の充実」の割合が最も高く、安全で安心して楽しく遊ぶことができる、公園や身近な広場と周辺の環境整備が求められています。

図表 3-16 町内の公園などの数

公園	ポケットパーク	ちびっこ広場	子どもの遊び場 (区管理)
22	7	51	18

資料：武豊町

図表 3-17 町が充実すべき子育て支援策（遊び場について）



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

---

 施策の方向
 

---

すべての人がすごしやすいまちをつくるため、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた都市環境を整備するとともに、妊産婦や乳幼児の利用を想定した（もしくは多機能トイレなど妊産婦や乳幼児が利用しやすい）設備等の導入を図ります。

また、子どもがのびのびと育っていけるまちにするため、公園・緑地等の整備や交流の場の充実を図るとともに、住民と連携しながら、住民が愛着を持って利用・管理できる公園等の運営を推進し、その情報を親子向けに発信します。

事業	事業内容	関係課など	区分
子育てを支援する都市環境の整備	公共施設のバリアフリー化、公共施設への多機能トイレ、授乳・オムツ替えの場所などの確保を図ります。	都市計画課 子育て支援課	充実
公園の整備	町における緑とオープンスペースの総合的な整備、保全を図るために、武豊中央公園の整備を図ります。	都市計画課	充実
身近な広場の維持管理・整備	地域住民と連携しながら、ちびっこ広場の維持管理や整備を図ります。遊具の点検を実施し、不良箇所の整備を行います。	都市計画課	継続

## 2) 子ども等の安全の確保

### 現状と課題

本町では良好な住環境を備えた新市街地が形成されてきている一方、古くからの市街地では住宅が建てこみ狭い道路も多く、防災や交通安全等に課題が残されています。子どもについては、歩行中や自転車乗車中の事故がみられ、子どもの特性をふまえた交通安全教育や、通学路をはじめとした安全な道路環境の整備が求められています。

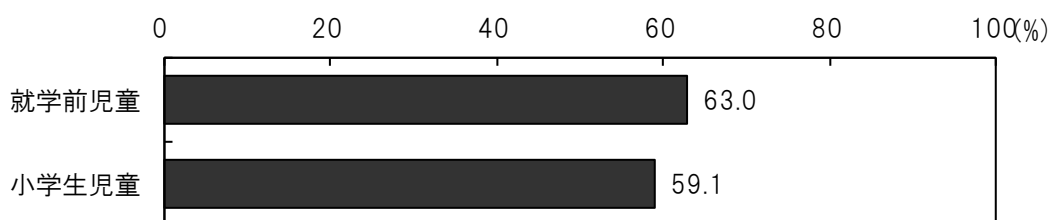
近年、子どもを巻き込む犯罪に不安を抱く声が多くあげられています。保護者アンケートによると、今後、身近な地域で充実するとよい支援について、「地域全体で子どもの安全のための見守り」の回答が最も多くなっています。

子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安全を確保するためには、町や警察をはじめ関係機関、地域が一体となって協力し、地域全体で安全対策・防犯対策に取り組まなくてはなりません。

図表 3-18 子ども等の事故等

	平成 27	28	29	30
子どもの交通事故数	19 人	16 人	13 人	12 人
不審者情報等	12 件	15 件	16 件	2 件

図表 3-19 身近な地域で充実するとよい支援（子どもの安全のための見守りの回答率）



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

---

 施策の方向
 

---

## ①交通安全の推進

子どもが安心して外出できるように、児童生徒への交通安全指導の充実、交通安全に対する広報・啓発活動、交通安全施設の整備など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業	事業内容	関係課など	区分
交通安全教育の推進	児童生徒への交通安全指導の充実を図ります。	防災交通課	充実
交通安全の広報・啓発活動の充実	交通安全運動や交通安全キャンペーンなどの広報・啓発活動を推進します。	防災交通課	継続
交通安全対策の推進	交通事故等の防止や通学路の安全を図るため、交通安全施設の整備を図ります。	防災交通課	継続

## ②子どもが犯罪に出会いにくいまちづくり

子どもを犯罪などの被害から守るため、武豊町安全で安心なまちづくり条例に基づき、保護者・地域・警察・学校・行政の連携を図り、防犯対策の推進や登下校時の見守り活動の促進などに取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
防災・防犯情報のメールサービス	災害情報や不審者情報等を登録者に配信します。	防災交通課	充実
見守り・防犯パトロールの促進	地域安全パトロールを実施するとともに、住民による登下校時の見守りや地域防犯パトロール活動、3A+1運動を支援します。	防災交通課 学校教育課 福祉課 子育て支援課	継続

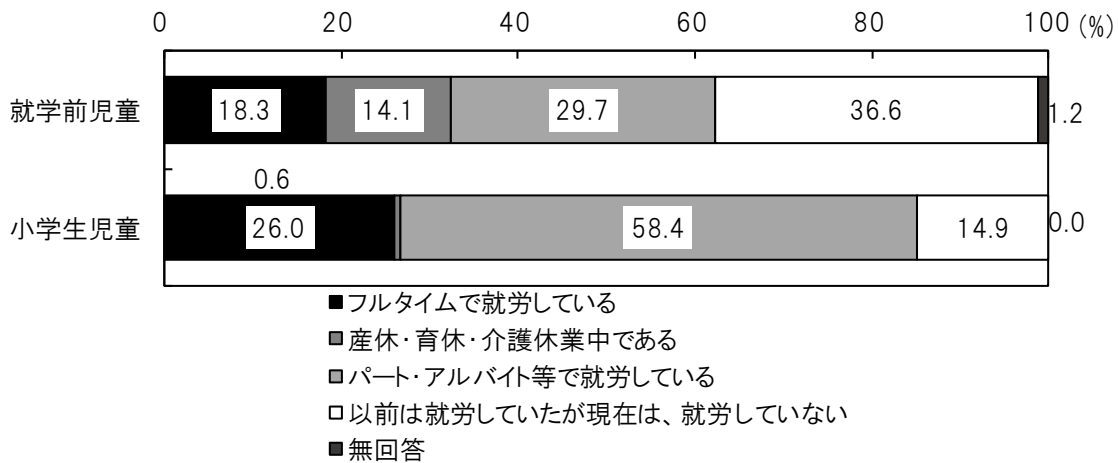
### 3) 仕事と子育ての両立の推進

#### 現状と課題

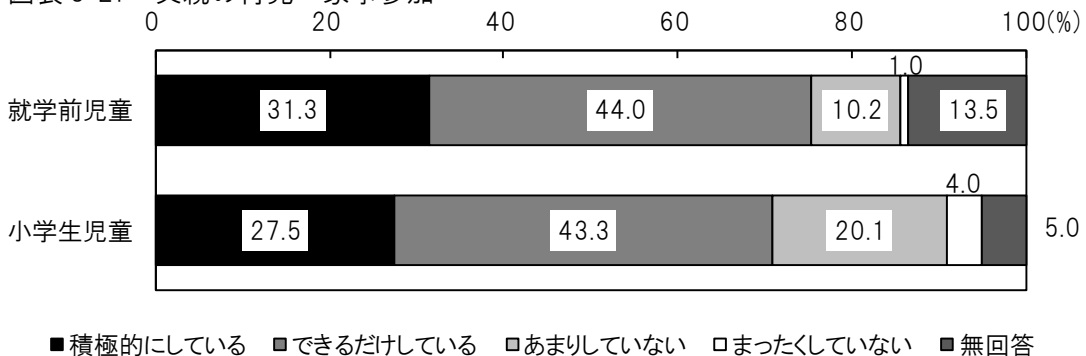
近年、価値観の変化、家庭における経済的負担の軽減などの理由から、子育てをしながら働く女性が増えています。仕事と子育てを両立するためには、子どもの預け先と並んで、職場環境の整備が必要です。

保護者アンケートでは、育児休業等を取得しながら出産後もフルタイムで就労する人、子どもが一定の年齢になったらパート・アルバイトで就労する人、就労していない人など多様な状況がうかがわれ、きめ細かな支援が求められます。また、男性保護者の育児・家事参加についても、引き続き啓発していく必要があります。

図表 3-20 母親の就労状況



図表 3-21 父親の育児・家事参加



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成 30 年度）

---

 施策の方向
 

---

仕事と子育ての両立をしながら働ける環境をつくるため、多様な働き方が選択できる制度の普及を図るとともに、働く女性が周囲の理解を得られるように、住民・企業に対する啓発を行います。

また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を念頭に置き、保育園・小学校の行事等を実施するとともに、父親の育児参加の啓発に取り組みます。

事業	事業内容	関係課など	区分
職業生活と家庭生活の両立についての啓発	住民・企業に、総労働時間の短縮や仕事と家庭の両立支援制度について普及啓発を図ります。	産業課	継続
働く親に合わせた園や学校行事の実施	働く親に対して保育園行事や学校行事は、各保育園・学校においてなるべく多くの保護者が参加できるような配慮をします。	子育て支援課 学校教育課	継続
父親の育児・家事参加の啓発	保健センターの「フレッシュパパママ教室」、子育て支援センターの「お父さんと遊ぼう」、生涯学習課の家庭教育事業の「親子ふれあい教室」などを開催して、父親の積極的な参加を呼びかけます。	健康課 子育て支援課 生涯学習課	継続

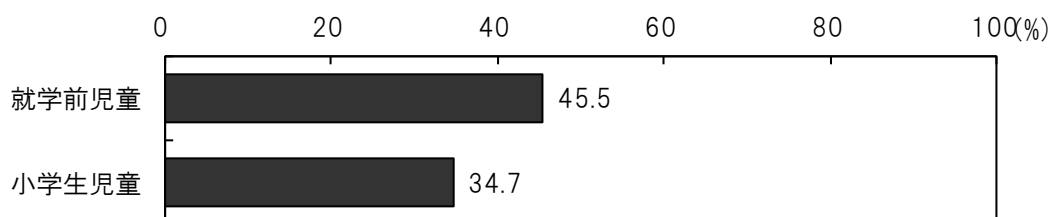


#### 4) 経済的な負担の軽減

##### 現状と課題

アンケートで、町が充実すべき子育て支援策について、「経済的負担の軽減」をあげる割合は、就学前児童で45.5%、小学生児童で34.7%と高く、家庭等における生活の安定、次代の社会を担う児童の健やかな成長に向けて、子育ての経済的な負担の軽減を図るための施策が求められています。

図表 3-22 町が充実すべき子育て支援策（経済的負担の軽減の回答率）



資料：武豊町「保護者アンケート」（平成30年度）

##### 施策の方向

国の諸制度をふまえながら、児童手当など各種手当の支給、幼児教育保育の無償化、幼稚園の預かり保育や認可外保育所等を対象とした子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図ります。

また、子育てのための施設等利用給付に係る施設の確認、公示、指導監督等については、愛知県との連携や情報共有を図りながら、適切な施設等利用給付の実施に努めます。

事業	事業内容	関係課など	区分
出産育児一時金制度	国民健康保険に加入されている人(加入後6か月経過)が出産された場合に出産育児一時金を支給します。	保険医療課	継続
児童手当の支給	国の制度に基づき、児童手当等を支給します。	子育て支援課	継続
私立幼稚園の利用者への費用助成	町外の私立幼稚園へ通う低所得世帯等を対象に副食の提供に要する費用を助成します。	子育て支援課	新規
産前産後期間の国民年金保険料免除	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料を免除します。	保険医療課	継続



---

## 第4章 計画の推進

---

## 1 重点施策

### 基本目標 1 地域における子育て支援環境の充実

事業	区分	令和6年度目標
保育サービスの充実	充実	低年齢児保育の定員増を目指します。 0歳児 25人⇒45人 1,2歳児 291人⇒316人
保育園の改修	充実	南保育園のリニューアル、東大高保育園の改築を図ります。
児童クラブの運営・整備	充実	小学校内における児童クラブの定員増を目指します。 260人⇒359人
子育てに関する相談体制の整備	充実	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行うとともに、関係機関の連絡調整を行う「子育て世代包括支援センター」を設置します。

### 基本目標 2 子どもや親の健康の確保及び増進

事業	区分	令和6年度目標
お元気ですか訪問	継続	生後1～2か月児の家庭への訪問を実施します。 93.5%⇒95.0%
妊娠期の子育てへの準備	充実	妊娠8か月の全家庭へ電話かけをします。 フレッシュパパママ教室について、愛着の形成の重要性を伝えるなど内容の充実を図ります。また、受講者延数（妊産婦と夫）の増加を目指します。151人⇒180人
災害への備えや災害時の対応の啓発	充実	3か月児健診で、避難場所や非常時の持ち出し品等の啓発を行います。また、災害時の食事マニュアルの活用を図ります。

### 基本目標 3 家庭・地域の子育て力の向上

事業	区分	令和6年度目標
学校における地域人材の活用	継続	地域住民が講師になったり、各種団体との連携を推進したりするなど、学校での地域人材の活用を支援します。
地域に開かれた学校づくり	継続	学校公開の推進、学校だより、ホームページによる情報発信など、地域に開かれた学校づくりを目指します。
様々な体験機会の充実	充実	生涯学習施設において、NPOや地域と連携しながら、芸術、科学、読書、スポーツなど子ども向けの各種事業を実施して、体験の場を提供していきます。

## 基本目標4 支援を必要とする子どもと家庭への支援

事業	区分	令和6年度目標
児童虐待通報受付、調査・相談	充実	児童虐待等に関する対応件数の増加に併せ、ケースの多様化及び複雑化に対応できるよう専門職を活用した体制を整えます。
要保護児童支援のための体制づくり	充実	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催します。 地域資源や必要なサービスをつなぐソーシャルワーク機能等を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、事業を行います。
養育に困難を抱える家庭の支援	充実	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する「養育支援訪問事業」を行います。
あおぞら園の療育環境の充実	充実	様々な障がい特性に対応できる受入環境の整備・拡大を図ります。また、相談支援、保育所等訪問支援事業を実施し、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターへの移行を検討していきます。
特別支援教育	充実	すべての学校において、障がいのある児童生徒など特別な配慮が必要な子どもへの指導方法や支援体制の充実を図ります。

## 基本目標5 子どもを安全に安心して生み育てられるまちづくり

事業	区分	令和6年度目標
公園の整備	充実	武豊中央公園の全面供用を開始します。
交通安全教育の推進	充実	保育園の歩行訓練、小学校の自転車教室の充実を図ります。
父親の育児・家事参加の啓発	継続	保健センターの「フレッシュパパママ教室」、子育て支援センターの「お父さんと遊ぼう」、生涯学習課の家庭教育事業の「親子ふれあい教室」などを開催して、父親の積極的な参加を図ります。

※教育・保育、地域子ども・子育て支援事業関連は「2 幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業計画」参照

## 2 幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、「教育・保育提供区域」に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びにそれに対応する提供体制の「確保の内容」及び「実施時期」について定めることになっています。

### ○教育・保育提供区域

本町では、地理的条件、人口・交通事情などの社会的条件、現在の保育園の設置や利用状況を総合的に勘案して、町全体で1つの教育・保育提供区域と定めます。

### ○対象となる事業

#### ・ 幼児期の教育・保育

事業名（国）	事業名（武豊町）
教育・保育	保育園、認定こども園、幼稚園、事業所内保育
（1号認定）満3歳以上の小学校就学前の子ども、保育の必要性なし	
（2号認定）満3歳以上の小学校就学前の子ども、保育の必要性あり	
（3号認定）満3歳未満の子ども、保育の必要性あり	

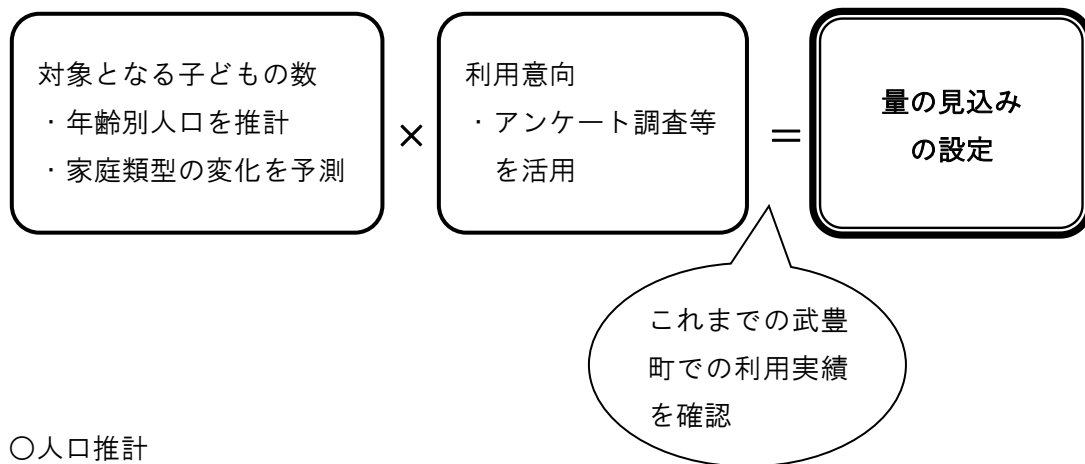
#### ・ 地域子ども・子育て支援事業

事業名（国）	事業名（武豊町）
時間外保育事業	延長保育
放課後児童健全育成事業	児童クラブ
一時預かり事業	一時的保育（保育園）
病児保育事業	病児病後児保育
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（ショートステイ）
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター
利用者支援に関する事業	利用者支援事業
養育支援訪問事業	養育支援訪問
乳幼児家庭全戸訪問事業	お元気ですか訪問
妊婦健康診査	妊婦健康診査
実費徴収に係る補足給付を行う事業	私立幼稚園等副食費補助金交付

量の見込みの算出にあたって

量の見込みの算出にあたっては、基本的に「対象となる子どもの数」に「利用意向」を乗じ、これまでの本町の事業の利用実績をふまえて設定しています。

○基本的な考え方



○人口推計

コーホート変化率法により5年間の人口を推計しました。

(人)

	令和2	3	4	5	6
0歳	345	342	341	344	340
1歳	345	358	355	354	357
2歳	348	348	362	359	358
3歳	379	350	350	364	361
4歳	398	383	354	354	368
5歳	375	398	383	354	354
6歳	412	379	402	387	358
7歳	402	412	379	402	387
8歳	436	404	414	381	404
9歳	408	438	406	416	383
10歳	425	410	440	408	418
11歳	422	425	410	441	408

1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

① 1号認定（専業主婦家庭等の3～5歳児）

(人)

		令和2	3	4	5	6
量の見込み		366	362	352	349	351
確保の内容						
特定教育・保育施設	認定こども園	41	41	41	41	41
	幼稚園(半田市)	46	46	46	46	46
	幼稚園(美浜町)	2	2	2	2	2
過不足分		△277	△273	△263	△260	△262

【確保方策】

- ・認定こども園、近隣市町の私立幼稚園(実績より半田市と美浜町を想定)、で確保します。
- ・当分の間は保育所で提供体制を確保し、引き続き認定こども園の普及について検討をしていきます。

② 2号認定（保育の必要のある3～5歳児）

(人)

		令和2	3	4	5	6
量の見込み・保育		786	769	735	723	732
量の見込み・教育		24	23	22	22	22
【確保の内容】 特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)		1,107	1,102	1,095	1,086	1,078
過不足分		297	310	338	341	324

【確保方策】

- ・保育については、保育所、認定こども園で確保します。

## ③ 3号認定（保育の必要のある0歳）

(人)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	36	36	38	42	45
【確保の内容】 特定教育・保育 施設(保育所・認 定こども園)	36	36	38	42	45
過不足分	0	0	0	0	0

## 【確保方策】

- ・ 保育園、認定こども園等で確保します。各年度の実績をふまえて定員などを随時見直します。

## ④ 3号認定（保育の必要のある1・2歳）

(人)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	296	301	306	311	316
【確保の内容】 特定教育・保育 施設(保育所・認 定こども園)	296	301	306	311	316
企業主導型保育	5	5	5	5	5
過不足分	5	5	5	5	5

## 【確保方策】

- ・ 保育園、認定こども園等で確保。各年度の実績をふまえて定員などを随時見直します。

## 2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### ①延長保育

通常の保育時間外に保育を実施します。量の見込みは、7:30～8:00 もしくは 18 時以降の利用者数で推計しています。

(人)

	令和 2	3	4	5	6
量の見込み	370	367	360	358	364
確保の内容	370	367	360	358	364

### ②児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごすことができます。

#### 「低学年」

(人)

	令和 2	3	4	5	6
量の見込み	314	300	300	294	288
確保の内容	260	302	302	297	291

#### 「高学年」

(人)

	令和 2	3	4	5	6
量の見込み	73	70	70	69	67
確保の内容	45	71	71	70	68

#### 【確保方策】

- ・令和 2 年度に緑丘児童クラブの施設整備をする予定です。
- ・夏休み期間中の児童クラブを、令和 3 年度以降に余裕教室等の活用を図り、受け入れを検討します。



## ③一時的保育

保護者の就労、出産・介護・傷病、リフレッシュなどに対応するため、保育園で、一時的に保育します。幼稚園児を対象とした預かり保育は、認定こども園、町外の私立幼稚園での利用となります。

「一時的保育」 (人日)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	4,385	4,386	4,308	4,278	4,294
確保の内容	4,385	4,386	4,308	4,278	4,294

「幼稚園の預かり保育」 (人日)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	376	369	355	350	353
確保の内容	376	369	355	350	353

## 【確保方策】

- ・一時的保育は、引き続き、西保育園、北中根こども園で対応します。
- ・幼稚園の預かり保育は、北中根こども園、近隣幼稚園で確保します。

#### ④病児病後児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで預かります。

(人日)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	291	290	285	283	284
確保の内容	291	290	285	283	284

#### 【確保方策】

- ・当面は、近隣の市町の施設を想定します。町内の医療機関で事業の実施を検討します。

#### ⑤ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と子育ての応援をしてもらえる人が会員となり、お互いが助け合う事業です。

(人日)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保の内容	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

#### 【確保方策】

- ・現状で概ね利用希望に対応できていますが、引き続き会員数の増加に取り組めます。

#### ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が一時的に子どもを養育することが困難になった際に宿泊で預かります。

(人日)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	10	10	10	10	10

#### 【確保方策】

- ・近隣の児童養護施設で確保します。

## ⑦子育て支援センター

親同士が子育ての悩みや喜びを分かち合える場、親子が楽しく安心して遊べる場を提供しています。

(人日)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
確保の内容	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000

## 【確保方策】

- ・北部子育て支援センター、南部子育て支援センター、北中根認定こども園の3か所で確保します。

## ⑧利用者支援事業

保護者等に、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

(か所)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

## 【確保方策】

- ・南部子育て支援センター、保健センターに子育てコーディネーター（仮称）を配置します。

## ⑨養育支援訪問

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

(人)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	10	10	10	10	10

## 【確保方策】

- ・事業の推進体制の充実を図り、要保護児童対策地域協議会と連携しながら、子育て支援課、健康課で対応します。

### ⑩お元気ですか訪問

生後1～2か月児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。

(人)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	345	342	341	344	340
確保の内容 (実施機関、担当職員数)	武豊町保健センター3	武豊町保健センター3	武豊町保健センター3	武豊町保健センター3	武豊町保健センター3

#### 【確保方策】

- ・引き続き、保健師が訪問します。

### ⑪妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査受診票をお渡しします。妊娠中14回の健診を受けられます。

	令和2	3	4	5	6
量の見込み 対象人数 健診回数	345人 4,200回	342人 4,150回	341人 4,100回	344人 4,200回	340人 4,100回
確保の内容	4,200回	4,150回	4,100回	4,200回	4,100回

#### 【確保方策】

- ・引き続き、県内の医療機関で国が示している検査項目を行います。

### ⑫実費徴収に係る補足給付事業

新制度未移行幼稚園等を利用する子どもの副食費負担分について、低所得者層及び第3子以降を対象に費用の一部を補助します。

(人)

	令和2	3	4	5	6
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	10	10	10	10	10

#### 【確保方策】

- ・令和元年度より補助を実施しています。今後も事業を推進できるよう周知に努めます。

### 3) 推進にあたって

#### ①教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て支援新制度において国が進める施策のひとつで、本町においても、公立保育園1園が幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園に移行しています。引き続き、保育園の改修や民営化の検討をふまえながら、認定こども園の移行について検討します。

#### ②推進体制の確保

幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るために、保育士等への研修の充実、幼児教育アドバイザーの育成、保育園や認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進に取り組みます。

発達等が気になる子どもについて保健センター、保育園、小学校、中学校などの連携を図り、途切れのない支援に取り組みます。

#### ③育児休業後の教育・保育事業の円滑な利用について

子育て支援課の窓口や子育て支援センターで、また、母子健康手帳の交付、出生届、お元気ですか訪問、各種健診の際に、本町の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談に応じます。

育児休業満了時に保育園等が確実に利用できるように、低年齢児の保育量の確保を図ります。



### 3 計画の推進に向けて

#### 1) 計画の周知

本計画を推進していくためには、町民の計画への理解が必要です。そのために、計画の目的や取り組みの詳細、推進状況などを広報やインターネット、各子育て支援施設等を介して情報提供を行います。

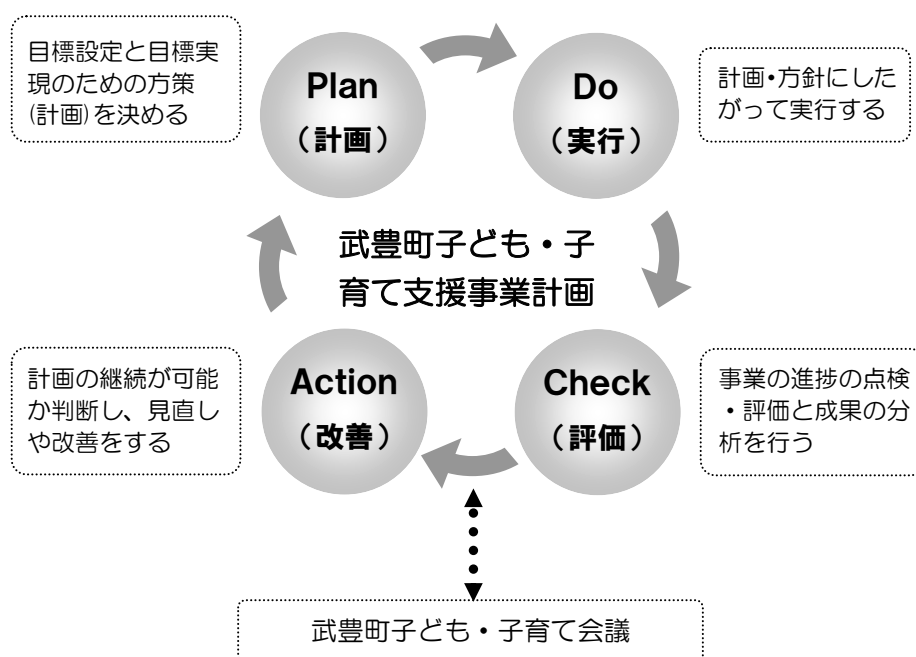
#### 2) 推進体制づくり

本計画を総合的に推進するために、全庁的に関係課が連携して事業を進めていきます。また、計画の推進には子育て支援に関わる機関や組織、団体、自主グループなどとの協力が不可欠であり、地域団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの協働により計画を進めます。

なお、児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策など専門的な知識および技術を要する支援については、県が行う施策との連携を図ります。

#### 3) 計画の進行管理

本計画の進捗状況や達成状況をアンケート調査などの実施により点検、評価し、それを施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクルによる進行管理を進めます。



---

資料編

---

---

## 1 計画の策定体制

### 武豊町子ども・子育て会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画「子ども・子育て支援事業計画」(以下「事業計画」という。)の策定及びその進捗状況の確認、評価をするために設置する。

(事業)

第2条 子ども・子育て会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる事項について審議及び調査、評価する。

- (1) 事業計画策定のためのニーズ調査に関する事項
- (2) 事業計画の策定に関する事項(次世代育成支援地域行動計画の評価を含む)
- (3) 事業計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、教育等の子育て支援に関連する者
- (3) 町内に居住又は町内の学校及び事業所に勤務する者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、この要綱の施行後、最初に開催する会議は町長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課で処理する。



(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 武豊町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

	委員氏名	所 属	職 名
◎	角皆 宏	武豊町民生委員・児童委員協議会	会長
○	松本 留美子	武豊町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員代表
	天木 一馬	武豊町商工会	会長
	福田 昌寛	町内労働組合 (平成30年度)	代表
	竹内 宏行	町内労働組合 (令和元年度)	代表
	柚木崎 正浩	武豊町子ども会育成連絡協議会 (平成30年度)	会長
	澤田 憲吾	武豊町子ども会育成連絡協議会 (令和元年度)	会長
	森下 敬子	子育てネットワーク	代表
	鈴木 和久	武豊町小中学校教頭会 (平成30年度)	代表
	木下 稔章	学校教育課 (令和元年度)	指導主事
	榊原 光和子	武豊町子育て支援センター (平成30年度)	センター長

中川 佳子	武豊町子育て支援センター (令和元年度)	センター長
新美 浩司	武豊町社会福祉協議会 障がい相談支援センター (令和元年度)	相談支援専門員
竹内 京子	健康課 (令和元年度)	保健師
柴田 純世	南保育園保護者会委員 (平成 30 年度)	代表
市野 久美	北保育園保護者会委員 (平成 30 年度)	代表
青山 瑠美	六貫山保育園保護者会委員 (平成 30 年度)	代表
青木 愛	東大高保育園保護者会委員 (平成 30 年度)	代表
村山 初枝	竜宮保育園保護者会委員 (平成 30 年度)	代表
吉澤 マミ	富貴保育園保護者会委員 (令和元年度)	代表
出口 真実	西保育園保護者会委員 (令和元年度)	代表
川口 絵美	中山保育園保護者会委員 (令和元年度)	代表
上野 奈生美	北中根こども園保護者会委員 (令和元年度)	代表
三部 絵里子	わかば保育園保護者会委員 (令和元年度)	代表

◎…委員長    ○…副委員長

## 2 各種調査結果の概要

### (1) 保護者アンケート

#### ■調査の概要

対象	就学前児童の保護者 (1,400人)	小学生児童の保護者 (600人)	放課後児童クラブ利用者 (220人)
目的	保護者の子育てに関する現状、教育・保育等の利用状況やニーズ、町に求める施策等の把握		放課後児童クラブの利用状況・ニーズの把握
調査時期	平成30年10～11月		平成30年12月
調査方法	郵送配布・郵送回収		放課後児童クラブで配布・回収
有効回収	746人(53.3%)	320人(53.3%)	126人(57.3%)

#### 就学前児童の保護者アンケートのまとめ

##### ○回答者の子どもと家族の状況

- ・ 0歳～5歳児の保護者から回答を得ています。祖父母との近居などにより日常的にもしくは緊急時などには親族や友人・知人に子どもをみてもらえる人が多数となっていますが、8.9%の家庭で「いずれもない」と回答しています。
- ・ 父母の就労形態について、「父母ともにフルタイム」が約3割です。
- ・ また、母親の62.1%が就労等（フルタイム・パートタイム就労、育児休業等）をしています。父親は、週60時間以上の長時間労働、土曜日や祝日や深夜労働をしている人が多くみられます。

##### ○保育園など定期的な教育・保育事業について

- ・ 定期的な教育・保育事業について、利用している人は57.2%で、そのほとんどが「保育園」です。利用希望をみると、「保育園」が69.0%で、「幼稚園」「認定こども園」などの回答もみられます。
- ・ 保育園・幼稚園を選ぶ際に重視することとして、「住んでいるところに近いこと」「必要な時間帯・曜日に利用できること」が上位となっています。力を入れて取り組んでほしい教育内容としては、「多くの友だちと仲良くしたり、協力すること」「集団生活を通して、きまりを守ったり、がまんしたりすること」「外で体を十分に動かして遊ぶこと」が上位となっています。

---

### ○さまざまな子育て支援事業について

- ・ 町の子育て支援事業の認知度をみると、『子育て支援センター』『保育園園庭開放』で8割を超えるなど総じて高くなっています。利用状況をみると、『お元気ですか訪問』『子育て支援センター』『保育園園庭開放』の利用率が5割を超えています。一方、『ファミリー・サポート・センター』『一時保育』などで1割を下回っています。
- ・ 病児・病後児保育、子育て支援センター・児童館、一時保育等については、「現在利用していないが利用したい」との回答が多くみられます。一方、宿泊を伴う一時預かり事業のニーズは限定的です。

### ○子育てについて

- ・ 子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」が63.8%で、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が30.0%となっています。
- ・ 良かったこと、楽しいことについて、「子どもの笑顔が見られること」「子どもの成長がわかること」をはじめ、自分自身、夫婦・家族、地域・近所など様々な広がりが見られます。
- ・ 辛いと感じるときとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が上位となっています。前問で辛い方が多いと回答した人は「育児の方法がよくわからない」「子どもとの接し方に自信が持てないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」などの割合が高くなっています。
- ・ 父親の子育てについては、「積極的にしている」が増加していますが、「あまりしていない」「まったくしていない」が約1割となっています。地域の支援については、「安全のための見守り」「親子のくつろぎや遊びの場」「出会いの機会づくり」などを求めています。
- ・ 町の子育て支援策については、「おおむね満足している」が56.8%と最も高く、次いで「満足している」が17.8%となっています。充実すべき支援策としては、「遊び場」「経済的負担の軽減」「保育園等における教育機能の充実」が上位となっています。

### ○保育園等の基本的な方針

- ・ 保育園の保育・教育内容について「町内の保育園は、どの園も基本的に同じ内容の保育・教育を実施してほしい」が56.3%で、「園によって、ある程度、特色（違い）がある方がよい」が28.5%となっています。
- ・ 保育園等の選択について、「小学校区内の公立保育園を選ぶと思う」が53.8%で、「町内の民営の保育園・幼稚園と、近くの公立保育園を比較して選ぶと思う」が31.9%となっています。
- ・ 将来の町内の保育園数について、「子どもの数の減少に合わせて、ある程度保育園の数が減っていくのは仕方がない」が59.5%で、「経費がかかったり、園児数が減少しても、保育園の数は減らさないで欲しい」が23.6%となっています。

---

## 小学生児童の保護者アンケートのまとめ

---

### ○回答者の子どもと家族の状況

- ・「1年生」から「6年生」まで回答を得ています。日頃、子どもを見てくれる親族・知人について「いずれもない」は8.8%となっています。世帯収入について、「300万円未満」が約4%となっています。
- ・母親の85.0%が就労をしています。就労している母親は「土曜日」「祝日」の出勤が多い人が2割超、父親は5割超となっています。また、「夜勤がある」「交替勤務で早番、遅番などがある」など、早朝や深夜の勤務がある人もみられます。

### ○放課後の過ごし方について

- ・平日の放課後に放課後児童クラブの利用は9.7%となっています。利用していない保護者の中で「夏休みなど長期休暇のみ、利用したい」との回答がみられます。
- ・「習い事」「スポーツ」を習っている小学生はそれぞれ5割を超えています。

### ○子育てについて

- ・子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」が55.6%で、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が33.4%です。子育てが辛いときについて、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの教育」が上位となっています。
- ・地域の支援については、「安全のための見守り」「親子のくつろぎや遊びの場」「子どもに遊びやしつけをしてもらえる機会」「子ども同士の出会いの機会づくり」などを求めています。

### ○子どもの日常生活について

- ・就寝時間は「22時～23時前」「23時以降」の合計は23.2%です。テレビ・DVD・携帯端末をみる時間は平日で「4時間以上」が9.4%となっています。一方、外で遊ぶ時間については「1時間未満」が65.3%を占めています。
- ・家庭や地域で、小さな子どもや近所の大人と交流したり、動植物の世話や自然の中で過ごしたりする生活体験・社会体験については、家庭によって差があることがうかがわれます。

### ○さまざまな子育て支援事業について

- ・児童館、子育て支援センター、中央公民館、図書館、総合体育館、ゆめたろうプラザの認知度は9割を超え、非常に高くなっています。利用状況については、児童館、図書館、ゆめたろうプラザなどで「利用したことがある」が高い一方、ファミリーサポートセンター、運動公園・弓道場、地域交流センターで「利用したことがない」が高くなっています。
- ・町の子育て支援策については、「おおむね満足している」が53.8%と最も高く、次いで「わからない」が17.5%となっています。充実すべき支援策としては、「遊び場」「経済的負担の軽減」「不登校・いじめなど子育て不安に対応する場の充実」などが上位となっています。

---

---

## 放課後児童クラブ利用者アンケートのまとめ

---

### ○回答者の状況

- ・ 小学校の学年は「1年生」から「3年生」が 91.2%となっています。

### ○放課後児童クラブについて

- ・ 放課後児童クラブについて、「満足」「まあ満足」の割合をみると、利用時間、先生等の配置人員、子どもの病気やケガの時の対応をはじめ総じて高くなっています。
- ・ 保護者（小学1年生）の意向をみると、平日は「小学4年生」「小学3年生」、長期休暇は「小学6年生」「小学3年生」の順に高くなっています。

---

---

## 前回調査（5年前）との比較

---

- ・ 就学前児童の父母の就労形態について、「父母ともにフルタイム」が 29.3%で前回（19.9%）と比べて増加しています。また、就学前児童の母親は「育児休業制度」「半日や時間単位の休暇制度」「短時間勤務制度」など両立支援制度の利用割合が高くなっています。なお、父親の1週当たりの就労時間について「60時間以上」が 20.9%（前回 26.8%）と減少し、父親の子育てについて、「積極的にしている」は 31.3%（前回 25.5%）と増加するなど、仕事と子育ての両立の動きがみられます。
- ・ 親族・知人（就学前児童）について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 29.6%（前回 32.4%）と減少し、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 70.0%（前回 64.6%）と増加しています。ただし、「いずれもない」が 8.9%と大きな変化はみられません。
- ・ 小学生の日常生活について、就寝時間は「22時以降」が 23.2%（前回 19.3%）と増加しています。家での勉強（平日）については、「30～60分未満」が 46.3%（前回 38.0%）と増加し、「10～30分未満」が 41.6%（前回 46.9%）と減少し、時間が増加しています。外遊び（平日）については「1時間未満」が 65.3%（前回 58.4%）と増加し、時間が短くなっています。
- ・ 子育てが辛いときをみると、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「子どもとの接し方に自信が持てないこと」「育児の方法がよくわからない」「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合が増加しています。

## (2) グループインタビュー

調査対象	町内の保護者、専門職、支援者
調査時期	平成 30 年 10 月
方法	グループインタビュー
調査項目	<p>&lt;保護者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てで大変だったこと</li> <li>・子育て支援事業について</li> <li>・保護者同士の助け合いや地域住民の子育て支援</li> </ul> <p>&lt;専門職&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とする子どもと家庭への支援について</li> </ul> <p>&lt;支援者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域の強みや課題</li> <li>・効果的な施策展開に向けて</li> </ul> <p>&lt;高校生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来のこと、子育てについて</li> </ul>
まとめ	<p>○保護者からは、保健センターでの相談・情報提供をはじめ子育て支援事業は比較的好評で、認知度を高めていくことが課題としてあげられた。保育園については、保育内容が基本的に町内で同一であることが安心という意見がみられる一方、教育的なことも充実してほしいとの声が多くあがっている。また、コンビネーション遊具のある公園の要望もみられる。</p> <p>○専門職からは、発達障がいへの早期発見・早期支援に関する意見が数多くみられる。また、保護者の子育て力の低下や周りの人とのつながりが薄くなっていることが課題として指摘されている。施策としては、支援人材の育成、障がい児等の通園施設の充実、ひとり親家庭の子どもについての居場所が少ないこと、SOS電話の活用が課題としてあげられた。</p> <p>○支援者からは、女性の就労が進み、助け合いの意識の変化などから、ボランティアが増えないことが課題として指摘された。施策については、病児・病後児を預ける場の充実、ボランティアグループの活動環境の充実、大型公園の整備などが課題としてあげられた。</p> <p>○高校生については、育児休業、低年齢児保育などの認知度は高かった。育てられた人は、両親との回答が多く、母親だけでなく父親も育児に取り組んでいることが垣間みられる。親の子育ては、やさしいが叱るときにはしっかり叱るなどメリハリがあるとの回答が多い。どんな親になりたいかについては、メリハリがありしっかり叱れる、子どもがしたいことのサポートやいろいろな体験をさせてあげたいとの回答がみられた。</p>

### 3 武豊町の現状について

#### (1) 少子化の動向

本町の人口は、近年、ほぼ横ばいで推移し、令和元年は 43,147 人です。

年齢 3 区分別でみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の構成比が低下し、老年人口（65 歳以上）の構成比が上昇しています。

出生数は、平成 29 年と平成 30 年は、それ以前と比べて減少しています。

#### ○人口の推移

(人)	平成 7	12	17	22	27	令和元
総人口	38,153	39,993	40,981	42,408	42,473	43,147
男性	19,224	20,319	20,935	21,615	21,412	21,891
女性	18,929	19,674	20,046	20,793	21,061	21,256

資料：総務省「国勢調査」（平成 7～27）、愛知県「愛知県人口動向調査」（令和元）

注：各年 10 月 1 日時点

#### ○年齢 3 区分別

##### ・人口

(人)	平成 7	12	17	22	27	令和元
年少人口	6,204	6,424	6,427	6,613	6,242	5,923
生産年齢人口	27,978	28,456	28,141	27,323	25,934	26,226
老年人口	3,957	5,090	6,399	8,373	10,069	10,772

##### ・構成比

(%)	平成 7	12	17	22	27	令和元
年少人口	16.3	16.1	15.7	15.6	14.8	13.8
生産年齢人口	73.3	71.2	68.7	64.6	61.4	61.1
老年人口	10.4	12.7	15.6	19.8	23.8	25.1

資料：総務省「国勢調査」（平成 7～27）、愛知県「愛知県人口動向調査」（令和元）

注 1：年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）

注 2：構成比は年齢不詳を除く、各年 10 月 1 日時点

#### ○出生数

(人)	平成 25	26	27	28	29	30
全体	325	354	375	377	311	302
男性	159	179	191	198	159	145
女性	166	175	184	179	152	157

資料：愛知県「衛生年報」（平成 25～29）、愛知県「人口動態統計」（平成 30）



婚姻件数については、近年、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成30年は164件とそれ以前と比べて減少しています。離婚件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

人口推計結果をみると、0歳人口はほぼ横ばいで推移する見込みです。

#### ○婚姻と離婚件数

(件)	平成 25	26	27	28	29	30
婚姻	209	217	197	206	203	164
離婚	75	77	82	72	75	84

資料：愛知県「衛生年報」（平成25～29）、愛知県「人口動態統計」（平成30）

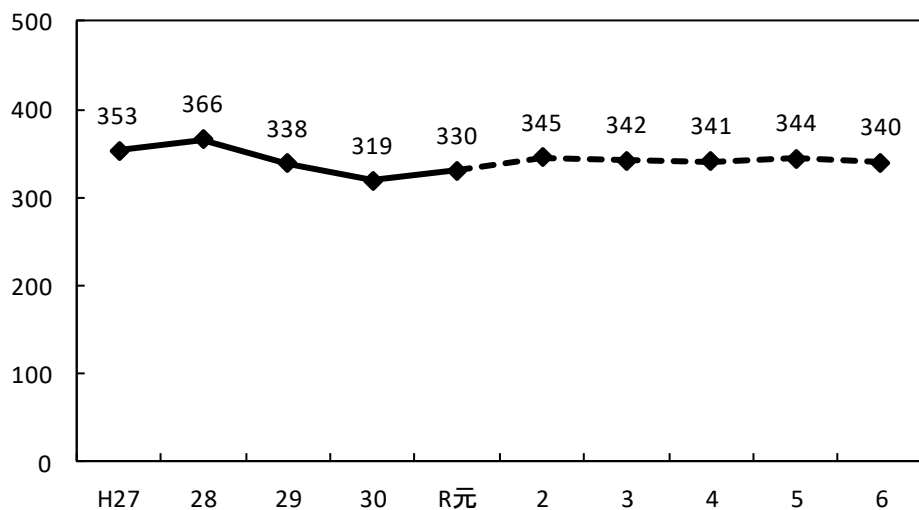
#### ○人口推計

##### ・年齢別人口の推計

(人)	合計 (0～17歳)	0～5歳	6～11歳	12～17歳
令和元実績	7,441	2,217	2,500	2,724
令和6推計	7,359	2,111	2,544	2,704

##### ・0歳人口の動向と推計

(人)



資料：武豊町推計

注：各年10月1日時点

## (2) 家族や就労の動向

世帯数が増加する一方で、1世帯当たりの平均世帯人員は低下し、令和元年の平均世帯人員は2.43人です。

世帯構成について世帯数をみると、単身世帯、核家族世帯の増加が続く一方、三世代世帯が減少しています。

就業の状況について、女性の就業状況をみると、平成22年から27年にかけて25歳以上で労働力率が上昇しています。

### ○世帯の動向

#### ・世帯数と平均世帯人員

	平成7	12	17	22	27	令和元
総人口(人)	38,153	39,993	40,981	42,408	42,473	43,147
総世帯数(世帯)	12,770	14,171	15,106	16,192	16,724	17,744
平均世帯人員	2.99	2.82	2.71	2.62	2.54	2.43

資料：総務省「国勢調査」(平成7～27)、愛知県「愛知県人口動向調査」(令和元)

注：各年10月1日時点

#### ・世帯構成

	世帯数(世帯)			構成比(%)		
	平成17	22	27	平成17	22	27
単身世帯	3,891	4,465	4,817	25.8	27.6	28.8
核家族世帯	9,490	10,040	10,427	62.9	62.0	62.4
三世代世帯	1,272	1,176	955	8.4	7.3	5.7
その他世帯	435	500	512	2.9	3.1	3.1

資料：総務省「国勢調査」

注：構成比は一般世帯に占める割合

### ○就業の状況

#### ・女性の就業状況(労働力率、%)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成17	67.5	70.5	63.6	67.0	75.8	76.6
H22	70.4	68.8	62.4	71.3	76.4	76.2
H27	69.4	71.6	64.7	71.6	78.5	80.1

資料：総務省「国勢調査」

就業形態について、男性は「正規職員」、女性は「パート・派遣等」が最も多くなっています。

産業別では、男性は「第2次産業」、女性は「第3次産業」の割合が最も高くなっています。

家庭類型（父母の就労）については、父母ともにフルタイム就労（フルタイム×フルタイム）、フルタイムと就労とパートタイム就労（フルタイム×パートタイム）について、現状より意向が高くなっています。

#### ・就業状況（就業形態）

	就業者数（人）			構成比（％）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
正規職員	11,806	8,846	2,960	56.4	71.8	34.4
パート・派遣等	6,430	1,803	4,627	30.7	14.6	53.7
その他	2,705	1,678	1,027	12.9	13.6	11.9

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

#### ・就業状況（産業別）

	就業者数（人）			構成比（％）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
第1次産業	308	168	140	1.5	1.4	1.7
第2次産業	8,472	6,634	1,838	41.2	54.8	21.7
第3次産業	11,790	5,305	6,485	57.3	43.8	76.6

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

#### ・家庭類型の推計（父母の就労）

	0歳		1～2歳		3～5歳	
	現状	意向	現状	意向	現状	意向
ひとり親	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%
フルタイム ×フルタイム	35.8%	38.8%	32.5%	34.6%	23.5%	25.5%
フルタイム ×パートタイム	6.7%	9.1%	19.1%	25.2%	43.5%	45.6%
フルタイム× パートタイム（短時間等*）	3.6%	5.5%	4.5%	7.3%	5.4%	5.1%
フルタイム× 専業主婦・主夫	53.3%	46.1%	42.3%	31.3%	25.9%	22.1%
他	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：国の量の見込みの算出方法に基づき算出

注：短時間等は、月64時間未満と64～120時間の一部（幼稚園希望）

---

## 4 用語集

### ・育児休業

労働者は、対象となる子が1歳（一定の条件を満たす場合は2歳）に達するまでの間で、申出により子を養育するための休業を取得することができます。この他、育児・介護休業法には、子の看護休暇、所定外労働を制限する制度、所定労働時間の短縮措置等が定められています。

### ・NPO (Non Profit Organization)

利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のこと。日本語では「民間非営利組織」と訳されます。

一般的に、①正式に組織されていること、②民間であること、③利益配分をしないこと、④自己統治がなされていること、⑤自発的であること、が条件としてあげられます。

### ・延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本町の保育園の平常保育時間は、午前8時から午後4時まで、土曜日は正午までです。就労形態の多様化等の需要に対応するため、保育時間の延長をする事業で、本町では午前7時30分から午後7時まで、土曜日は午後1時（一部の園では午後7時）までとしています。

### ・お元気ですか訪問

生後1～2か月児の家庭に、3か月児健康診査前に全戸訪問し、体重測定や育児相談を実施します。

### ・オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンには、「あなたとお話しましょう、子育ての悩みや不安をひとりで抱え込まないで、気持ちをわかちあいませんか」というメッセージが込められています。「児童虐待防止推進月間」の11月に、この「オレンジリボン」を多くの方に知ってもらう啓発活動の一環として、オレンジリボンキャンペーンを実施しています。

### ・協働

様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

### ・合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。この数値が、おおむね2.07を下回ると、将来、人口が減少すると言われていています。

### ・子ども

この計画では18歳未満を想定しています。また、児童福祉法では児童を「満18歳に満たない者」と定義しています。

### ・子ども・子育て支援

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現するために、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政が子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行うとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たし、相互に協力して行うものです。

### ・コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。例えば、平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれのコーホートは、平成31年4月1日時点で満2歳となります。

### ・心肺蘇生法

意識が障がいされ、あるいは呼吸・循環機能が著しく低下または停止し、まさに生命が失われようとしている者に対し、直ちに気道を確保し、必要に応じて人工呼吸と心（臓）マッサージを行い、応急的に傷病者の生命の維持を図る手当です。

### ・地域子ども子育て支援事業

延長保育、児童クラブ、一時的保育、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、お元気ですか訪問、妊婦健康診査など、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

### ・認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保育認定を受けた0～2歳の子どもと、保護者の就労状況に関わりなく3～5歳の子どもが利用できます。

---

---

#### ・ノーマライゼーション

心身に障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての人々が同じ地域の一員として生活できる社会づくりを目指す考え方です。社会福祉分野において共生原理を明示した根本原理の一つです。

#### ・発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としています。

#### ・病児病後児保育事業

病児病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

#### ・ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と子育ての応援をしてもらえる人が会員となり、お互いが子育てを助け合う制度です。

#### ・放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後児童支援員を配置し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る場です。

## 第2期武豊町子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月

編集発行 武豊町健康福祉部子育て支援課  
〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2番地  
Tel 0569-72-1111(代)  
Fax 0569-72-1326  
E-mail [kosodate@town.taketoyo.lg.jp](mailto:kosodate@town.taketoyo.lg.jp)

---